

ユネスコ無形文化遺産◎国指定重要無形民俗文化財

佐陀神能

民俗文化財調査報告書



令和3年3月 松江市

あ い さ つ

佐陀神能は、佐太神社を舞台に、毎年九月二十四日の御座替祭と翌二十五日に演じられる「七座神事」「式三番」「神能」の三部で構成される神楽です。昭和五十一年五月四日に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成二十三年（二〇一一）にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

佐陀神能は、かつては佐太神社を中心に、その影響下にあった触下三郡半といわれる範囲にある神社の神職や巫女が参集、担い手となり、奉納されてきました。現在は、佐太神社の神職と佐陀神能保存会によって受け継がれており、今日まで保存継承に向けて重ねてこられた並々ならぬ努力に心からの敬意を表するところです。

佐陀神能に用いられてきた面・衣装・道具などの用具等につきましては、長い歴史のなか絶えず修理・新調を繰り返しながら今日まで伝えられており、指定は受けていなくとも、修理・新調の経緯も含めて文化財として高い価値を有しています。しかしながら多くの用具とも老朽化による破損が激しいことから、文化庁より民俗文化財調査費補助金の交付を受け、用具の修理・新調に向けた総合的な調査を行うことといたしました。

調査の実施にあたり、佐陀神能民俗文化財調査委員会を設置し、令和元年度から二年間の調査を行いました。佐陀神能の歴史、特徴、位置づけを改めて確認するとともに、佐太神社と触下三郡半や松江市内の神社を対象として、用具等の保有調査、記録撮影、調書作成を行いました。調査の成果が、佐陀神能や神楽の更なる研究の発展や保存継承に資することを心から願っているところです。

結びに、この度の調査に多大なご協力をいただきました調査委員会の皆様、佐太神社をはじめとした神社関係の皆様、文化庁・島根県など関係機関の皆様にご心からの感謝を申し上げます。

令和三年三月

松江市長 松浦 正敬

凡例

一 本書は、令和元年度から二年度にわたり、文化庁の民俗文化財調査費補助金の交付を受け、島根県松江市が実施した、国指定重要無形民俗文化財「佐陀神能」（昭和五十一年指定）民俗文化財調査の成果をまとめたものである。

二 この事業は、佐陀神能保存会所蔵の面・衣装・道具等（以下「用具等」とする）の修理・新調を念頭におき、今後の保存・活用につながることを目的として実施した。その結果を踏まえ、修理・新調を予定する主な用具等について、三十四頁に一覧を付した。

三 調査は、佐陀神能民俗文化財調査委員会（委員長 山路興造）を組織して実施し、撮影は（有）井上松影堂、村尾印刷、Studio MAX に委託して実施した。ただし、名称の右肩に＊のついた用具等の写真については、島根県古代文化センターから提供を受けた。

四 本文は、原則として常用漢字を使用している。地名、人名、難読漢字については、ふりがなを付している。用具等の寸法の単位は、センチメートルである。

五 本書は、第一章を山路興造・永井猛・喜多村理子・石山祥子により執筆し、第二章は佐陀神能保存会を中心とし、調査委員会メンバーと事務局で調整した。各演目の説明は、『松江市史 別編2 民俗』（556・571頁）に拠る。各演目の写真は、加島美知氏提供のものを使用している。面裏の墨書など、判読不能のものは「■」または「（ ）」とし、想定した文字は「（カ）」とした。第三章は佐陀神能保存会を中心とし、調査委員会事務局、オブザーバーの藤原宏夫により作成し、編集は松江市が行った。

六 神名、演目名称、用具等の名称については、原則として佐陀神能保存会で使用しているものを採用した。

七 本報告書作成にあたっては、所有者の佐陀神能保存会（会長 石橋淳一）をはじめ、佐太神社、佐陀宮内地区の方々、市内の神社の方々、鹿島歴史民俗資料館等（巻末に記載）から多大な協力を得た。記して謝意を表する次第である。

目次

ごあいさつ

松江市長 松浦 正敬

凡例

はじめに 調査事業の概要……………5

第1章 概説

第一節 佐陀神能について ―その特徴と位置づけ―

山路 興造……………10

第二節 佐陀神能の担い手

喜多村 理子……………18

第三節 もう一つの佐陀神能 ―亀尾神能―

永井 猛……………23

第四節 佐陀神能用具等について

石山 祥子……………27

別表 修理・新調を予定している主な用具等の一覧……………34

第2章 演目と用具

第一節 七座神事……………36

第二節 式三番……………42

第三節 神能……………45

(1) 大社……………46

(2) 真切雲……………49

(3) 恵比須……………50

(4) 八幡……………52

(5) 日本武……………53

(6) 磐戸……………56

(7) 三韓……………59

(8) 武甕槌……………62

(9) 八重垣……………64

(10) 番外…山神祭……………66

(11) 番外…国譲……………66

(12) その他用具……………67

第3章 資料編

第一節 神能

(1) 持田神社(西持田町)……………80

(2) 日御碕神社(島根町)……………82

(3) 八幡宮(下佐陀町)……………83

(4)	鷹日神社（東津田町）	87
(5)	白濁天満宮（天神町）	89
(6)	須賀神社（春日町）	89
(7)	許曾志神社（古曾志町）	89
(8)	出島神社（西浜佐陀町）	92

第二節 その他の芸能

(1)	猿田三番の舞	93
(2)	六所神社（大草町）	93
(3)	長見神社（長海町）	93

主要参考文献	94
--------	----

協力者・機関一覧	94
----------	----

はじめに 調査事業の概要

1 調査の目的

国指定重要無形民俗文化財「佐陀神能」は、「七座神事」、「式三番」、「神能」の三部で構成される神楽で、佐太神社で毎年九月二十四日に行われる御座替祭と翌二十五日に演じられる。貴重な文化財として昭和五十一年（一九七六）五月四日に指定され、平成二十三年（二〇一一）にユネスコ無形文化遺産に登録された。

御座替祭は、佐太神社の本殿三社をはじめ、境内各社の御神座の莫塵を新しいものと替える行事である。この折に演じられる「七座神事」の舞は、場を清め、神を迎えるものとされる。「式三番」は祝いの舞、「神能」は神楽能として、同社の神職が慶長年間（一五九六―一六一五）に京都で能楽を学び、以前から行われていた七座神事の舞に組み合わせたものといわれる。

佐陀神能は、江戸時代には佐陀大社を中心として、その周辺の神社の神職や巫女が集まり、舞われていたが、現在は神職と松江市内の有志による佐陀神能保存会によって継承されている。

こうして今日まで脈々と受け継がれる一方で、使い続けられてきた面・衣装・道具等（以下「用具等」という。）の老朽化が進んでいることから、佐陀神能の価値を保護、継承するため、修理・新調に向けた記録作成の必要が出てきた。

本調査は、これまで詳細な記録が残されていない佐陀神能について、一点ごとに調査し、写真による記録作成を行うことで、今後の保存や普及啓発、さらには修理・新調に活用することを目的として実施した。

2 調査体制

佐陀神能の調査は、松江市が佐陀神能民俗文化財調査委員会の指導の

もと、令和元年（令和二年の二カ年継続事業として実施した。

○佐陀神能民俗文化財調査委員会

委員長

山路興造 民俗芸能学会理事

副委員長

永井猛 米子工業高等専門学校名誉教授

委員

喜多村理子 鳥取短期大学 非常勤講師

朝山芳圀 宗教法人佐太神社 代表役員

石橋淳一 佐陀神能保存会 会長

曾田稔 松江市立鹿島歴史民俗資料館 館長（令和元年度）

赤澤秀則 島根県教育庁文化財課古代文化センター主任研究員 館長（令和二年度）

石山祥子 島根県教育庁文化財課古代文化センター主任研究員

オブザーバー

金子健 文化庁第一課芸能部門 文化財調査官

藤原宏夫 島根県教育庁文化財課 企画員（令和元年度）

矢野健太郎 企画員（令和二年度）

事務局（松江市）

錦織裕司 観光振興部 部長（令和元年度）

高木博 部長（令和二年度）

花形泰道 観光文化課 課長

高田俊哉 係長

松本裕樹 主任

飯塚康行 歴史まちづくり部まちづくり文化財課 課長

古瀬雅章 文化財保護係長

岩崎伸子 主任

大野 孝司 鹿島支所 支所長
 兼折 純子 〃 地域振興課 課長
 中村 暢夫 〃 市民生活課 市民生活リーダー

3 調査の方法と経過

調査事業は、令和元年度に調査、令和二年度に補足調査・報告書作成を行った。佐陀神能と他の神社・神楽などの比較ができるよう、松江市周辺の地域を幅広く調査した。調書作成にあたっては、佐陀神能民俗文化財調査委員の指導のもと、佐陀神能保存会が保有する用具等一点ずつ写真撮影を実施し、名称・寸法・墨書等を記録した。

あわせて、近世の佐陀大社の支配下にあった三郡半（島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・意宇郡の西半）の範囲と松江市内の神社二百三十一社を対象として、用具等の所在調査を実施した。回答のあった百十三社のうち、用具等を所蔵する神社二十一社に用具等の写真撮影への協力を依頼し、可能な範囲で写真撮影、調書作成を実施した。

○令和元年度

・七月二十三日 第一回調査委員会

佐陀神能に関する既往調査の確認。佐陀神能保存会の用具等の状況を確認した。また、過去に佐陀神能で使用されていた用具等についても鹿島歴史民俗資料館に寄託されているものを確認した。

・十二月十六日 撮影（井上松影堂）、調書作成（永井・藤原・松本）

於持田神社

持田神社（亀尾神能）が所蔵する用具等の調査を実施し、面三十四点、謡本一点、備品台帳一点、記録簿一点の写真撮影を行い、面について調書を作成。

『松江市史』史料編5 近世Ⅰから転載し加工



番号	神社名	住所
●	佐太神社	松江市鹿島町佐陀宮内 73
①	持田神社	松江市西持田町 895 - 1
②	日御碕神社	松江市島根町野波 313
③	八幡宮	松江市下佐陀町 1095
④	鷹日神社	松江市東津田町 1376
⑤	白濁天満宮	松江市天神町 59
⑥	須賀神社	松江市春日町 385
⑦	許曾志神社	松江市古曾志町 859 - 2
⑧	出島神社	松江市西浜佐陀町 881
⑨	六所神社	松江市大草町 496
⑩	長見神社	松江市長海町 59

図 三郡半の範囲と今回用具等の写真撮影を行った神社の位置

・令和二年二月六日 撮影（井上松影堂）、調書作成（藤原・松本）
於松江市役所鹿島支所

佐陀神能保存会が以前使用していた面八点（鹿島歴史民俗資料館寄託）、白濁天満宮所蔵の面四点・謡本一点、須賀神社（春日町）所蔵の面一点の写真撮影を行い、調書を作成。

・二月十七～十九日 撮影（村尾写真館）、調書作成（石橋・石山・藤原・松本）於松江市役所鹿島支所

佐陀神能保存会が使用している面三十一、衣装五十二点、用具三十八点の写真撮影を行い、調書を作成。

・三月十七日 第二回調査委員会

前述の三郡半の神社に加え、それ以外の松江市内の神社を対象とした、用具等の所在調査の回答結果を報告した。また、これまで実施した用具等の写真撮影・調書について報告した。

・三月二十二日 撮影（Studio MAX）、調書作成（石橋・石山・藤原・松本）於松江市役所鹿島支所

佐陀神能保存会が以前使用していた衣装十九点（鹿島歴史民俗資料館寄託）、日御碕神社（島根町）所有の面十三点、衣装二点、個人蔵の謡本二点の写真撮影を行い、面・衣装について調書を作成。

・三月二十六日 撮影（Studio MAX）、調書作成（石橋・石山・藤原・松本）於松江市役所鹿島支所

八幡宮（下佐陀町）所蔵の面二十七点、衣装二十一点、用具九点の写真撮影を行い、調書を作成。

○令和二年度

・五月二十九日 撮影（井上松影堂）、調書作成（喜多村・石橋・石山・矢野・松本）於松江市役所鹿島支所

六所神社所蔵の面二点、長見神社所蔵の面二点、鷹日神社所

蔵の面十三点、用具三点の写真撮影を行い、調書を作成。

・十月二十二日 第三回調査委員会

書面による審議を実施。写真撮影、調書作成の結果を報告し、調査報告書の構成について審議した。また、調査の結果を踏まえた佐陀神能の用具等修理・新調の方針について審議した。

・十一月十二日 撮影（Studio MAX）、調書作成（石橋・石山・松本）於許曾志神社

出島神社所蔵の面六点、許曾志神社所蔵の面十六点、衣装八点とあわせて、佐太神社直会祭でかつて使用されていた「猿田三番の舞」の面三点、面箱一点についても撮影を行い、調書を作成。



写真1 撮影の様子



写真2 調査委員会の様子

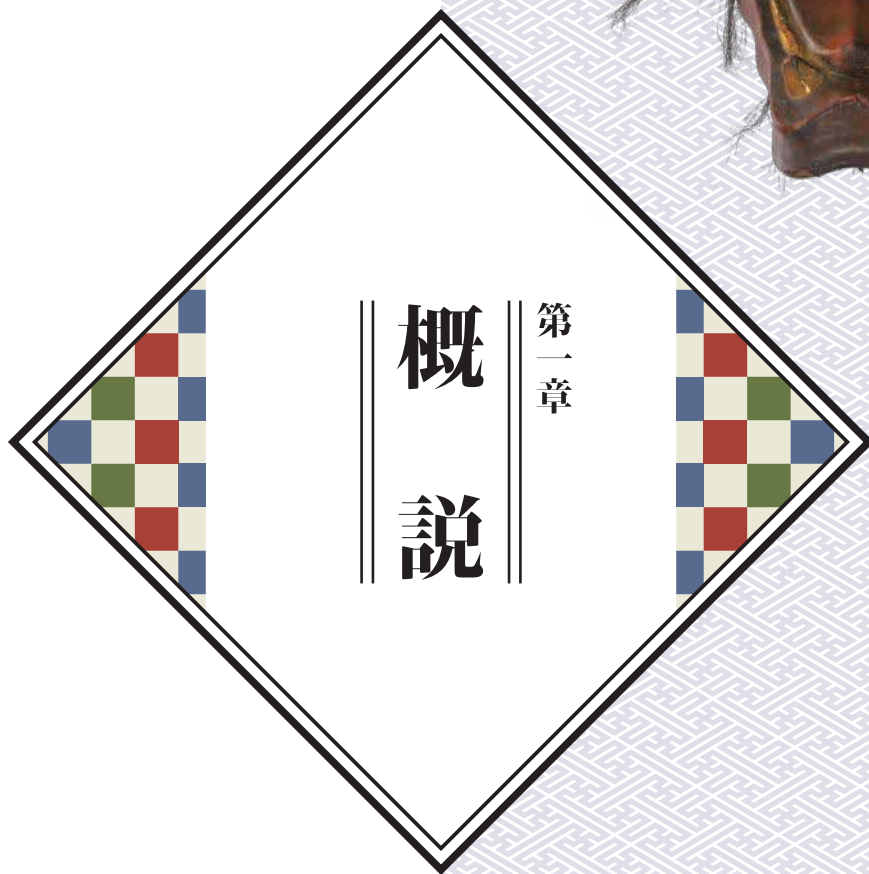
4 報告書の構成

本報告書は、「第一章概説」、「第二章演目と用具」、「第三章資料編」という構成とした。

第一章の概説は、佐陀神能の特徴や歴史的経緯などについてまとめた第一節、江戸時代から近代における佐陀神能の担い手についてまとめた第二節、佐陀神能と同系統である亀尾神能についてまとめた第三節、佐陀神能の用具等についてまとめた第四節からなっている。

第二章は、佐陀神能の演目と佐陀神能保存会が所蔵する用具についてまとめた。第一節では七座神事、第二節では式三番、第三節では神能についてそれぞれまとめた。

第三章の資料編は、今回の所在調査で確認された用具等について、神社ごとにまとめた。第一節は神能に係る用具等について神社ごとに所蔵資料の概要と用具の写真を一覧にしている。第二節はその他の芸能に関わる面の写真を一覧にしている。



概説

第一章

第一節 「佐陀神能」について―その特徴と位置づけ―

山路 興造

一、「神楽」分類における「佐陀神能」の位置づけ

昭和二十五年（一九五〇）、文部省に文化財保護委員会が発足し（昭和四十三年に文化庁に改称）、それまでは「有形」が中心であった文化財保護の対象に、「無形」の文化財という概念が加えられた。もちろんその対照は「舞楽」「歌舞伎」「人形浄瑠璃」「能・狂言」や、「工芸技術」など、それぞれの専門家による伝統的「わざ」であった。しかしその中には「民謡・神楽・郷土芸能・民間伝承行事等」という文言もあり、保護を目指す「無形」文化財の範囲は広がった。昭和二十七年から指定制度が始まり、民俗芸能（当時は郷土芸能と呼ばれた）からも、岩手県の「山伏神楽」など九七件が指定された。その中に「佐陀神能」もあった。

昭和五十年に至り、文化財保護法が大きく改正され、「無形の民俗文化財」という概念が創設された。その中身は、衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗習慣であったが、「民俗芸能」も「無形文化財」の範疇からこの範囲に移され、以前の「無形文化財」という名称は廃止。新たに「国指定重要無形民俗文化財」という名称で呼ばれることになった。

本田安次による「民俗芸能」の分類

国による「無形文化財」の保護政策のうち、「民俗芸能」関係に直接関わったのは本田安次であった。本田は、文部省の文化財保護委員会から依頼され、当時郷土芸能と呼ばれていた「民俗芸能」の体系化や、指定のための評価などにリーダーシップを執った。本田はまず、全国の「民俗芸能」を「神楽」「田楽」「風流」に分け、それ以外のものを「語り物・祝福芸」「外来系とそれを含むもの」という大分類を提示した。

さらに大分類の項目を、それぞれに小分類化したのが、「神楽」につい

ては「巫女神楽」「出雲流神楽」「伊勢流（湯立）神楽」「獅子神楽」に分類した。この分類は今日なお行政や研究の基本となっている。

このうち「神楽」の分類の一つに、「出雲流神楽」という名を付したが、この分類名には、本田独自の考えがあった。本田は全国に広まるこの流の神楽の発祥が「佐陀神能」にあると考えたのである。昭和三十五年に早稲田大学演劇博物館編で平凡社から発刊された『演劇百科大事典』の第一巻「かぐら（神楽）」の項目を執筆した本田は、神楽の分類を前述の如く記した上で、「出雲流神楽」について、

出雲の佐陀大社に古くから御座替神事というものがおこなわれていた。（中略）これの中心となっているものは、年々神座の莫蔭を敷き替えることであった。とくに莫蔭田において栽培される蘭草をもつて編まれるが、もとは敷き替える前に、この莫蔭をとつて舞つたものようである。今も行われている七座の神事が、莫蔭の舞を中心としたいわゆる採物舞であった。この神事の庭に、猿楽衆が神能を演じた。その能は、慶長のころ、新様のものに改まり、神話や神社の縁起なども脚色して、これを役目能などと称し、神職たちが演ずるようになったが、これが人気にも投じ山陰・山陽のみならず、ひろく全国にもひろまるに至った。（以下略）

と書いている。「佐陀神能」を中国地方はもとより、全国に広がるこの流の「神楽」の原型と考えたのである。

しかしこの佐陀神能を範とした「出雲流神楽」という考え方や名称には、その後の研究者（三隅治雄・石塚尊俊・渡辺伸夫・山路興造など）によって、疑義が出された。この流の神楽の特色は「採り物舞」＋「猿楽能」であって、室町時代後期にはすでに各地に広がっていた。「佐陀神能」はその神楽を慶長の頃に都に出た佐陀神社所属の神楽太夫たちが、新様式に編成し直したもので、新しい「佐陀神能」が全国に広まったわけではないという主張である。故に分類名称も「採り物神楽」と主張し

たが、行政には反映されていない。

二、「佐陀神能」の歴史

地元の研究

本田が形の美しく整った「佐陀神能」に感銘し、全国に存在するこの系統の神楽の原点がここにあると考えたのに対し、地元の佐太神社宮司朝山皓や後藤藏四郎たちは、地元に残る史料や伝承から、慶長十三年（一六〇八）五月に、佐陀神社の欄宜宮川秀行が京都吉田家に裁許状をもらいに上京した時、京都において猿楽能を習い覚え、帰国した後に「神能」を仕組んだと解説している^①。

私は地元で説明されている「佐陀神能」の解説が穏当と考えるが、この民俗芸能には、もう少し深い歴史がある。

御座替神事

「佐陀神能」を含み込む「御座替神事」の歴史は相応に古い。佐太神社の付近一帯は藺庭の産地として知られており、延長五年（九二七）成立の『延喜式』にも「出雲筵」の名が見える。井上寛司の論考「中世佐陀神社の構造と特質」（鹿島町立歴史民俗資料館刊『重要文化財佐太神社―佐太神社の総合的研究―』一九九七年）によれば、平安時代後期には、佐陀社神主（勝部氏）が、出雲国衙から佐陀神社を含む一帯の領有を認められていた。院政期になると神主勝部氏はこの地を鳥羽院に寄進し「佐陀荘」が成立。神社も出雲国二ノ宮とされた。この鳥羽院領佐陀荘は、のちに京都鳥羽の安楽寿院領となり、勝部氏は在地の下級荘官である下司職に補任されている^②。

この頃（鎌倉時代初期）成立した「安楽寿院領庄々所済日記」（安楽寿院文書）には、佐陀荘からの年貢として「筵千枚」と「鉄」が記され、この地で生産される「筵（出雲筵）」が、古代以来の特産品であったことが確認できる^③。佐太神社に特殊神事として今日に残る「御座替神事」

は、この佐陀荘における「筵」の生産と関係があったと考えられる。「御座替神事」自体は、神社本殿内の神の御座と見なされる「筵（御座）」を、この時期に神社近くで生産された「新筵」に敷き替えるという神事であるが、この神事は正神主以下の神官によって行われるものであり、時代による神社体制の変化にかかわらず、古代からの佐太神社の特殊神事として、今日まで継承されている。

中世後期になると、この神事の翌朝から国庁（現神楽殿）において「神法楽祭」と称する祭祀が、神官とは別の祭祀組織によって始まる。これを今日では「佐陀神能」と呼んでいるのである。

これまでの研究は、この連続する一連の行事を「御座替神事」として一括して考えたところに問題があった。二つの神事は、確かにある時期から連結して行われてはいるが、その出発点は時代も、祭事としての意味も、また祭祀集団も、異なっていたと考えた方が問題を解きやすい。

「神楽」を舞う神職・舞わない神職

江戸時代、西日本各地の神楽は、基本的に神職によって演じられた。明治維新前後から、村民の神楽好きが、神職の神楽を手伝うようになり、自らも演じる人が現れた。維新を迎え、国家の宗教を神道に据えることとなり、祭祀を本業とする神職が、芸能色の濃い神楽を舞うことが禁止される。

しかし江戸時代においても、同じ神職でも、神楽を舞う神職と舞わない神職が存在していた。神を祀ることを職能にした神主（神職）の存在は、必ずしも一様ではない。国を代表する古社には、古代から専門の神主（祝部）が存在した。出雲国には『延喜式』神名帳に名を連ねる神社（神名）が一八七社（神）記されるが、これらの古代から鎮座する神々を祀っていた祝部たちが、中世後期に修験者によって成立する「神楽」と関係があったとは思えない。古社でいうところの「神楽」とは、本来、巫女舞（八乙女舞）のことであった。

中世後期以降、神樂を演じた宗教者

大社に所属した八乙女や、それを囃す神楽男の「神楽」^④とは異なり、中世後期に登場して「神楽」を演じた宗教者は、どのような出自であったのだろうか。

中世後期に入ると、新しく開拓された村落などには、自分たちの祖先神を祀るために新しい宗教者が入り込む。この宗教者たちは修験・山伏（里修験）とも呼ばれるが、新しい共同体における彼らの宗教儀礼は、基本的には先祖祭祀であり、死者供養・病氣平癒、一家安穩など、山間生活での不安や困難を、祈祷や託宣の儀礼を駆使して行ったのである。その実態を史料によって実証することは難しいが、今日に残る民俗伝承などにより、ある程度想像が可能である。

彼らがどのような組織の集団であったかとか、神を迎える「採り物舞」や、余興に演じている「神楽能」が、なぜ近畿地方とその周縁部を除いて、基本的に同系統なのかなど、解明されていない根本問題はあまりにも多い。ただそれらを伝播し伝承したのが修験色の濃い下級宗教者であったことは容易に予測ができる。

応仁の乱あたりを一つの境にして、全国的に土着化する彼らの動向は、現在の私の能力では解明できないが、各地に勢力を伸ばして土着する領国大名などの動静や、その宗教政策と関連があるはずである。その意味で少しは史料が残る尼子氏領地下の佐陀神社における「神楽」の推移は、民俗芸能の「神楽」を考える上で参考になる。

三、中世後期の佐陀神社と成相寺

現在の佐太神社の正神主は朝山氏である。朝山氏は中世前期の正神主勝部氏の一族で、南北朝期から室町時代前期には、在地武将として活躍をしたようである。その朝山氏が領国大名尼子氏に結びつき、勝部氏に代わって佐陀神社正神主となるのは一四世紀後半と云われ、明応二年

（二四九三）十二月二十七日付「室町幕府奉行人連署奉書」（『新修島根県史 史料篇一』所収）には、朝山利綱の名がみえる。

前述の井上は、この正神主の交替を転機に、佐陀神社の祭祀組織が大きく変化すると主張する。確かに京極氏の守護代として尼子氏がこの地方に勢力を伸ばしていくなかで、在地の修験系寺院などの勢力を復活させ、神社祭祀への関与などを強くしている。

井上論文では、中世後期の佐太神社の祭祀機構の大きな変化を次のように述べている。

先ずなによりも注目されるのは、古代と異なる中世にあつては神官と社僧が基本的な二つの構成要素をなしていたことである。社僧とは佐陀神社に奉仕する僧侶のことで、佐陀神社の奥院とされる真言宗成相寺の僧とその管轄下にあつた佐陀神社の神宮寺僧をいう。

とし、佐陀神社の神宮寺僧の実態を、明応四年（一四九五）の「佐陀大社縁起」（神宮文庫所蔵）を参照して詳しく実証している。その結論だけを略記すると、

①神宮寺の成立時期は不明だが、中世佐陀神社成立期には体制が整っていた。

②佐陀神社境内とその周辺には常楽寺のほかは法花坊・願力坊・報恩寺など神宮寺六坊とも呼ばれる寺院群が存在していた。

③奥院の成相寺は、佐陀神社とは異なる古くからの歴史を持つ真言寺院で、神宮寺との関係ははっきりしないが、佐陀神社の祭祀に関しては連帯していた。その関係は、出雲大社と鰐淵寺と似る。

としている。

佐太神社文書と宮川（宮廻）家文書

佐太神社には先代宮司である朝山皓が、大正末期に佐太神社の関係文書を整理して書写し、「佐太神社史料」^⑤と名づけた文書群がある。この文書群は芦田耕一によって近年目録が制作されたが（井上論文と同じ

『重要文化財 佐太神社』に収録される)、その一部が石塚尊俊により『神道大系三十六 出雲・石見・隠岐国』(神道大系編纂会編 一九八三年三月刊)(以下石塚『神道大系』と略す)に翻刻される。そのなかに石塚が「佐陀社頭覚書断簡」と名付けた五通の文書がある。

この文書の最後には「永正九年五月八日書之」という奥書があるのだが、その後に、さらに「佐田大社欄き宮廻佐與之助之書写畢」ともある。後述するが宮廻(宮川とも称す)佐與之助は、宮廻家系図に寄れば、宮川家五代の欄宜清秀で、一六世紀後半に活躍した人物である。この文書は本来欄宜宮川家の所蔵文書である。

「佐陀社頭覚書断簡」五通とは、「当社七不思議之事」「当社三ヶ座御祈祷之事」「七拾余度之祭之名ヲ知事」「当社祝子人数之事」「嶋根社人数之事」^⑥であるが、「七拾余度之祭之名ヲ知事」には、佐陀神社の七〇余度の神事が書き上げられている。そのなかに、

一 八月廿四日 御座之祭 但嶋根秋鹿両郡杜家集ル

一 八月廿五日 神法楽祭 ハ楯縫伊宇郡東嶋根集神事

とある。写しであることもあって、この文書を永正九年(一五二二)の頃のものとするには躊躇があるが、八月二十四日の「御座之祭(御座替神事)」には島根・秋鹿両郡の「杜家」が集まり、二十五日の「神法楽祭」には盾縫・伊宇・東嶋根が集まるとあることには注意しておきたい。

本田はこの史料を根拠に、「佐陀神能」の原形は永正頃には行われていたとしており、それがこの神能を「出雲流神楽」という分類の原型とする根拠としている^⑦。

佐陀神社の祭祀組織

それなら中世後期、朝山氏が正神主の座に付き、神宮寺である成相寺の勢力が大きくなって以降の、佐陀神社の祭祀組織はどのようなものであったのだろうか。

〈神主〉

この頃の正神主は朝山氏で、現宮司の先祖である。前述したように鎌倉時代以来の伝統を誇る一族であるが、必ずしも常に土着していたわけではない。南北朝期初頭には朝山景連が足利方の備後国守護を勤めており、再び出雲国に戻って、戦国時代には尼子氏と結んで、佐陀神社の司祭権を握ったとされる。

〈検校と幣主〉

中世後期の佐陀神社の神事を考える場合、この応永期以降に、再度の最盛期を迎えた別当寺院成相寺の存在は、大いに気になる。その成相寺の寺僧と、佐陀神社境内に存在した常楽寺などの寺僧(宮僧)との関係ははっきりしないが、前述した「当社三ヶ座御祈祷之事」には、正神主・権神主・検校・別火の祝・欄宜之祝と、神楽^⑧の所役として幣主・二人の神子・役者五人。大般若経にかかわる神宮寺側の宗教者。経所の別当などが記されている。このうち「検校」という役職は、神仏習合の時代に、神宮寺から出た僧籍の者の役名で、後述するように代々吉岡氏が継いでいた。

また、永正の記録を書いたとされる宮廻左馬助秀久は、宮川氏とも称し、代々「欄宜之祝」を世襲した家とされるが、「幣主」も世襲し、「湯立神楽」を勤める家筋でもあった。

尼子氏配下の宗教者

一方、「佐太神社史料」のなかには次のような文書^⑨がある。

謹申上候

抑佐陀大社御座替之神事、八月廿五日出仕之事、当国中十郡神子・巫、以上意大昔依有明神御託宣、其已來於佐陀大社八月廿五日祝戸御神楽被祈之處、近年背法度、從他郡不致出仕候、然共島根郡杜家計相違出仕申候、御神事取沙汰申候、從当年御座易任先規之旨、佐陀へ致出仕、御座易御神事可取祈由、從與州様十郡へ被御下知候

者忝存、当郡社家同志二天下之御祈禱申候処、國中平安御祈可抽精誠候、此由可然様二富田様へ被御申、御下知被下候者、國中へ相届、御神事取沙汰可申候、此旨可披露候、恐惶謹言、

七月廿日

宗左衛門尉

通照(花押)

朝山殿御内人々御中

〔(封書ウハ巻)墨引〕朝山殿御内人々御中

吉岡宗左衛門尉 通照

文書自体は年未詳なのだが、文中の「與州様」「富田様」は、尼子伊予守経久(領主在任は一四八六―一五三七)のことであり、差出人の宗左衛門尉通照は、佐陀神社の「檢校職」にあつた吉岡氏である。この文書は八月二十四日の「御座替神事」への出仕ではなく、翌二十五日の早朝から国庁で行われる「祝戸御神楽」(神法楽祭)に関する文書で、内容は、本来この「祝戸御神楽」には、「当国(出雲国)十郡」の「神子・巫」が参集すべきなのだが、近年は出仕せず、島根郡の「社家」ばかりであることを訴え、先規の通りに集まるように、尼子経久から命じてほしい旨を、正神主朝山殿を通じて願ひ出たものである。この二十五日の「祝戸御神楽」には、大昔より「明神御託宣」があつたとも記されている。この文書で注意しなければならないのは、「出雲中十郡の神子・巫」と「島根郡の社家」という用語が記されている点で、それを統括しているのが、檢校吉岡宗左衛門尉通照であつたことである。

この出雲の戦国大名として新たに君臨した尼子経久に対する「謹上書」の結果を知る文書はないのだが、経久から権力を引き継いだ孫の晴久(在任は一五三七―六一)の花押がある吉岡雲兵衛宛文書(年不詳八月廿二日付)^⑩が残り、それには次のようにある。

雲州秋鹿郡佐陀大社御座替之儀、先年経久任一通旨、四郡神巫等、無懈怠可被申付候、若從神主之下兎角申者候者、堅可加成敗者也、仍為後日状如件、

八月廿二日

吉岡雲兵衛殿

晴久(花押影)

肝心の「神子・巫」の部分が「神巫」とあるが、意味は同じと考えてよいと思われる。この文中に「先年経久任一通旨」とあるから、吉岡通照が正神主を通じて尼子経久に願ひ出た御座替神事における「祝戸御神楽」に、「神子・巫」を参集させる権限は、出雲四郡(實質は三郡半)に限って、尼子氏から認められていたのである。

次の晴久の時代になると、仲介者正神主朝山氏を通さず、檢校吉岡雲兵衛に直接認可する文書が出されており、この二通の文書の存在によって、尼子氏領知下の宗教政策が読み取れるように思われる。

すなわち中世後期、古代から祭祀を行ってきた神社神主層とは異なり、新しく開發されていく山間村などを中心に、先祖祭祀や祈禱などを行うことで、勢力を拡張してきた新しい宗教者層を、領国支配下に取り込むとする動きである。この宗教者こそが祈禱や神懸かりを専門に行う巫覡を含む修験山伏であり、当時は「社家」とも呼ばれていたようである。出雲東部の富田城(現安来市広瀬町)に拠点を置いた尼子氏は、朝山氏を配下として佐陀神社の正神主に任じたと同様に、その神宮寺でもある成相寺の有力者吉岡氏を檢校に任じ、出雲国四郡(實際は三郡半)の修験系宗教者の統括権を与えたのではないだろうか。

その象徴的祭事が、佐陀神社の古代以来の神事である「御座替神事」に付随して、この頃に国庁で行われるようになった「神法楽祭」であり、その祭事の実際は、幣主(禰宜之祝)でもあつた宮廻(宮川)家が中心となつたにせよ、社家や巫女の統括権は吉岡家が握っていたのであろう。

佐陀神社御座替神事の「神楽」

一方、古代は別として、佐陀神社の別当寺(神宮寺)である朝日山成相寺が、真言系の寺院として勢力を盛り返すのは、室町時代の初頭、出雲国の守護大名となつた京極高詮が祈願所と定めて以降とされる^⑪。

その京極氏の守護代であった尼子氏が、京極氏を退けて富田城を拠点に勢力拡張し出したのが十五世紀初頭である。この尼子氏の治世のなかで、佐陀神社正神主としての朝山氏が再興され、その支配下のなかで、新しい宗教勢力として、祈祷や託宣などの呪法を用いて先祖祭祀などに携わり、山間部の集落に入り住み込んだ修験山伏系宗教者を、統括していくのではないだろうか。

のちに「神楽」と呼ばれる宗教儀礼と芸能を掲げる宗教芸能者が活躍しはじめるのは、全国的にみてもこの時期であるように思われる。

出雲国東部の場合、尼子氏という戦国大名の下で、再編成された佐陀神社とその神宮寺としての成相寺などが関係しつつ、宗教界の大きな変動があったのだと思われる。再登場の「正神主」朝山家は別としても、神宮寺に関係があると思われる「検校」や、修験系宗教者と思われる「禰宜之祝（幣主）」が、佐陀神社の組織内で活躍し出すのも、新しい時代の変化をすくい取った尼子氏の宗教政策の一環であり、国庁での「神法楽」は、彼ら神宮寺関係の宗教者が受け持った祭事であったのではなかろうか。禰宜之祝や幣主を勤めた宮廻家の初代左馬助秀久は、永正（一五〇四―二二）頃の人といわれるのも、時代的には符合する。検校吉岡氏の系図は分らないが、古社佐陀神社で検校の職についた吉岡氏が、修験系宗教者を集める権限を尼子氏から認可されることで、正神主を中心にした「御座替神事」に引き続いて行われた「神法楽祭」の位置づけが定まるのではないかと考える。「神楽」や「託宣」はかれら修験系宗教者が伝承していた祭事である。

四、「佐陀神能」の成立

現在、佐太神社「御座替神事」にともなうて演じられる「佐陀神能」が、中国地方の諸神楽のなかでも、特別に洗練されていることは確かである。修験色も払拭されて、室町時代を通じて洗練された中央の猿楽能（現在

の能楽）の様式に近いのである。七座の神事と神能の間には、「翁猿楽（式三番）」も演じている。これらの洗練された様式は、中国地方の修験系宗教者たちが持ち伝えた修験色の濃い様式とは異なる。なぜ洗練された猿楽能の様式が「佐陀神能」となり得たのか。

前述したように朝山皓は、慶長頃に佐陀神社の禰宜宮川秀行が京都吉田家に裁許状をもらいに上京した時、猿楽能を習い覚え、帰国した後に「神能」を仕組んだと解説している。宮川秀行は宮川家の六代目で、前述した宮川佐與之助清秀の次の代の幣主である。

本来、江戸幕府の宗教統制として、京都吉田家から全国の神主に裁許状を出させるのは、寛文五年（一六六五）の「諸社禰宜神主法度」であり、宮川秀行の慶長十三年という伝承は早すぎる。しかし最近の研究では、吉田家の許状は「装束許可状」などの形式で早くから出されていたらしいから、あながち無理ではない。

だからといって、修験色の強い「祭儀」を、新様式に改革するのは幣主宮川秀行一人でできるわけはなく、それなりの時間と周囲の協力が必要であったはずである。

宮川氏が京都に赴いたとされる慶長十三年から、三十年ほど経た寛永十六年（一六三九）四月から五月にかけて、佐陀神社では遷宮式が執行された。その次第を記した「当社下遷宮次第之事」という文書が宮川家に残る¹²。その冒頭に、

寛永拾六年己卯四月廿七甲寅ノ日、三神主・中官ノ杜人拾二人籠、同五月朔日戊午ノ日ヨリ拾□人之神子・幣主・若宮神子ノ宮・猿楽太夫・□□之祝、已上拾九人、朔日ヨリ三日迄、二夜三日籠中、三日庚申ノ日下遷宮成就畢、

とあり、五月一日より二夜三日のお籠もりをしているが、そのなかに「猿楽太夫」が記される。この時には佐陀神社に猿楽太夫が居たのである。

この文書でもう一つ重要なことは「神能」という用語が初めて見える

ことである。前掲の「お籠もり」に関する一文に続けて、湯立のことが記され、その後には、

一、神能仕社家人数之事

吉岡 門脇宮内 同式部 宮廻左京進 同和泉 野津大藏 薩摩
足立外記 岡本伊記 吉清岩見 同肥後 田淵形部
右拾式人 ヲ神能五番法楽仕事

とあり、二人の「社家」が五番の「神能」を演じたことが記される。ただしこの演者の中には猿楽太夫は含まれていない。寛永十六年の遷宮時に、雇われていた猿楽太夫は一人か二人であつたろうから、神楽改革の指導役であつたに違いない。御座替神事における国庁での神楽が、都の猿楽能を参考にした新しい様式に改革されて「神能」（佐陀神能）とよばれるようになるのは、江戸時代の初頭から寛永頃まで、相応の時間が必要であつたはずである。

修験色の濃い中世風の「神楽」と、都風に整えられた「佐陀神能」の大きな違いは、

第一が「翁猿楽（式三番叟）」が取り入れられていること。

第二が天蓋や長押飾りなどの舞台飾りを一切外したこと。

第三が採り物舞を七座の神事として整理し^③、「式三番叟」を挟んで「神能」が演じられること。

第四が「神楽能」が都の「猿楽能」風に整えられていること。

などだが、この整理された「神能」の改変には、やはり専門の猿楽者の関与が必要であつたと考えられる。

終わりに

改革能である「佐陀神能」の特色がもう一つある。それ以前の神楽では、あまり使用されることがなかった「大鼓^{おおか}」や「小鼓」を導入していることで、笛も能管を用いたことである。この新しい儀式舞は、佐陀神

社に集まった三郡半の社家によって、近隣の神楽に影響を与えたとされるが、その範囲は限られている。その意味でも本田が初期の段階で『演劇百科大事典』に記した「出雲流神楽」の全国伝播説は問題なのである。「式三番」の伝承、大鼓と小鼓の使用の有無などをキーワードとして、もう一度中国地方の神楽の芸能を確認し直せば、「佐陀神能」の影響の範囲がはつきりするかも知れない。

註

① 朝山皓『佐太神社御神徳略記』（一九四二年刊）などであるが、この伝承はすでに松江の研究者である後藤蔵四郎が、昭和三年刊行の『出雲神楽能』という出版物にも記されているようである。

② 『鎌倉遺文』所収の健保二年（一二二四）七月二五日付「神祇官下文」（出雲朝山文書）で勝部四郎丸が下司職に補任されている。

③ 京都安楽寿院領となつた佐陀荘については、一九九五年七月刊の平凡社『日本歴史地名大系代三三巻 島根県地名』の「佐陀荘」の項にも委しい記述がある。

④ 佐陀大社にも二人の巫女、五人の神楽男という組織が存在した。

⑤ 石塚尊俊によって翻刻される以前に、この文書群を調査した本田は、「佐陀奥院文書」と呼称して『神楽』のなかでその多くを使用している。

⑥ これらの文書を二〇一三年刊行の『松江市史 四巻』（中世史料編2）では江戸時代の文書とする。本田も『神楽』のなかに「佐太神社祭礼記録」として載せているが、それには「当社七不思議之事」はない。他に一九七六年勝田勝年編で刊行した『鹿島町史料』でも翻刻されているが、そこでは永正の年号に疑問を挟んではいない。

⑦ 『神楽』四三四ページに永正九年五月八日の奥書のあるこの文書を挙げ、「その頃は既に今の仕来りのやうに、前日を御座替、後日を神法楽にあてられてゐたもののやうである。」を記述し、当時朝山皓など

によって唱えられていた佐陀神能の慶長期起源説を否定している。

⑧この「神楽」は二人の神社巫女を中心とした巫女神楽の事である。

⑨この文書は石塚の『神道大系』や、本田の『神楽』には触れられていないが、『鹿島町史料』には享禄五年（一五三二）の文書（根拠不明）として掲載され、『松江市史 四巻』には年未詳文書として所載する。『新修島根県史 四』では年未詳とするも尼子経久時代の文書とし載せる。

⑩『新修島根県史 四』佐太神社文書として収録され、「島根県図書館蔵写写本〈経久証文外一通写〉にもあり」と注される。

⑪応永三年（一三九六）二月九日付「成相寺置文」（成相寺文書）。

⑫石塚が「佐陀社下遷宮次第記」として『神道大系』に全文翻刻するが、本田も『神楽』の「出雲佐陀大社の神事」「湯立神楽記録」のなかで一部紹介している。

⑬採り物舞を「七座の神事」として整理したのは「佐陀神能」成立より早く、出雲地方では松江市大垣町内神社蔵の天文三年（一五三四）「大野高宮社記」に「八月廿四、五日御座替御祭礼為式日、令執行七座神事、以祈国家泰平者也、」とあるのが文献的には早い。

第二節 佐陀神能の担い手

喜多村 理子

はじめに

佐陀神能の諸道具がなぜ周辺神社に保管されてきたのかということを考えるために、これまで取り上げられなかった資料を紹介しながら、近世から現代に至るまでの神能の担い手の変化について概述する。

一・近世の佐陀大社と神能

佐陀大社の御座替神事に三郡半の神職が参集する体制は、吉岡幣頭後継問題によって揺らいだ。佐陀大社は、同地域の諸社に対する支配権をめぐって杵築大社と争い、元禄十年（一六九七）に幕府から島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・意宇郡西半分の支配権を認められた。三郡半の神職は、改めて同社の遷宮および御座替神事に参集することを誓った。松江藩では、社頭―幣頭・幣老―一般神職という仕組でもって神社を統制していた。幣老は幣頭の補佐役である。佐陀大社は三郡半の社頭であり、また本所吉田家との関係において社頭としての役割を果たした^①。

佐陀神社の境内は秋鹿郡の中でも島根郡と接する所にあり、秋鹿・島根両郡の同社に近い地域の神職は幣頭吉岡の幣下となっていた^②。残りの島根郡は幣頭石川、秋鹿郡伊野から縦縫郡にかけては幣頭常松または幣頭河瀬の幣下、意宇郡は忌部村から佐々布村までの西半分が幣頭遠藤の幣下であった^③。ただし、秋鹿郡の大野高宮と島根郡の美保神社は「一社一例之社」のため同社の配下に入っていない。また、享保頃から松江城下の五社は佐陀大社または杵築大社の支配は受けるものの、幣頭の仲介を必要としない「一社立」になった。

今の処、「神能」の初見は寛永十六年（一六三九）の下遷宮に際して十二名によって行われた神能と考えられている（第一節）。その演舞者

は吉岡に率いられた島根郡と秋鹿郡の神職たちで、この中で門脇宮内は城下の末次権現（現須衛都久神社）、門脇式部は城下の中原社（照床神社・現阿羅波比神社）の神職だった。

石塚尊俊は、『懷橘談』（黒澤石斎、承応年間成立）には城下の熊野・揖屋・橋姫・伊勢などで式三番・能が演じられていると書いてあるが、佐陀の神能にはない演目がみられるので、出雲地方の神楽の存在を指摘する^④。ただ、「熊野」とは末次の熊野権現のことで、『懷橘談』が成立する一六五三、四年頃に末次権現において演じられていたのは佐陀の神能だったと思われる。意宇郡東部に鎮座する橋姫（現賣布神社）・伊勢宮辺りでは佐陀の神能以外の可能性がある。

浜佐陀村の釜代神社（現出島神社）の祭礼は佐陀大社の御座替神事と同じ日だった。寛政十年（一七九八）と享和三年（一八〇三）の「神能神事式入用」が阿羅波比神社文書の中にあり、能神事料・能道具損料などが計上されている^⑤。二十四日に御座舞が行われ、翌日に村方が佐陀大社まで「官位社家八名」等々の神職を舟で迎えて神能を奉納していた様子が窺える。また、同社末社御崎神社の正遷宮の際には秋鹿郡の神職八名を招いて神能神事を行った^⑥。これらの資料は、出島神社旧蔵の「文化九申」と銘文の入った赤鬼面（資料3・1・156）とともに、佐陀大社の周辺部にて神能が行われていたことを物語る。

二・明治初めの宗教政策の影響

明治新政府の宗教政策は、佐陀神社の祭祀体制に大きな影響を及ぼした。明治三年（一八七〇）二月、神祠懸は社頭幣頭の名は藩の私唱につき廃止する旨を諸社に伝えた^⑦。

同年閏十月には、大小神社取調の調査項目が太政官から布告され、各社はこれに従って報告した。この時提出された佐陀神社の報告から、社領は名分村と佐陀宮内村の二百石で、修理料・直会祭料・御座替祭料等

の経費を差し引いた上で、残りを神職八名・社人十七名の給米に充てていたことが分かる^⑧。当時は正神主朝山家、権神主宇藤家、別火磯埼家の他に、上官五人（宮川家・幡垣家・福田家・木村家・朝山家）が奉職しており、五人は主に周辺神社の祠官であった。例えば、宮川怡圖は上佐陀村神魂社、下佐陀村八幡宮、名分村大井神社、古志村奎屋神社、武代村八神社などの祭祀を勤め、幡垣紀守は佐陀本郷村幡垣社、佐陀宮内村客社、手結浦津神社、片匂浦八幡宮などの祭祀を勤めていた^⑨。

明治四年（一八七二）五月、太政官は官国幣社を布告したが、このとき出雲では出雲（杵築）大社が官幣大社、熊野神社（熊野大社）・美保神社が国幣中社、日御碕神社が国幣小社に定められた。十一月に島根県が成立し、県内は七十八区に分けられた。五年正月、佐陀神社は第五十七区の郷社と格付けされ、氏子は百戸にも満たない佐陀宮内村に限定された^⑩。上官として勤めてきた五人は佐陀神社から離れた。なお、同社は「佐太神社」と改名した。明治七年（一八七四）四月には県社に昇格するが、杵築大社と並んで社頭を勤めてきた歴史を考えれば、格下げの感が否めない。

さらに、佐太神社を苦しめたのが、明治四年から八年にかけて出された社寺上知に関する法令である^⑪。神社および寺院の所有地は、境内地を除いて大半が国に取り上げられた。同社もまた領地を失って、奉職する者たちへの給米が困難になった。直会祭・御座替祭などの伝統的な神事についても、触下の神職を失った上に、その経費を賄う領地も失った。このような激動の中で、神職による神能が禁止されたのである。

三、神能の禁止

神能禁止の年については明治三、四、五年と報告書によって異なる。神能禁止の通達は佐太神社や宮川家の文書には見当たらないが、八雲町の熊野大社には神能禁止を命じた熊野別火宛の通達がある（図1）^⑫。お

そらく、佐陀別火にも同様の通達が出されたと思われる^⑬。

社ニ寄敬礼式等之節

神能与唱江申樂能を

真似候業向致し候向茂

有之趣ニ候処、右ハ全く

之祭典樂ニ而ハ無之ニ付

以来一切廃止被仰付旨

候条此段承知可

有之候、已上

八月廿七日 神祠掛（印）

熊野別火殿

この禁令が何年に出されたのかについては、旧幣主祝の宮川家が所蔵する「明治五年ヨリ同六年七年御用留」が参考になる。

諸社之内祭礼式等之節、神能ト唱ヒ申

樂ヲ真似候所業致シ候向も有之趣ニ付

一切不相成旨、一昨午年及布告置候処、

近來多人數打寄素人神樂ト唱ヒ興行致

候者有之趣不都之事^{（合脱）}二候条、以来右様之所業無之様屹度可心付候

事

壬申九月

島根県

壬申すなわち明治五年九月に、一昨年の午年に禁止したと書かれているので、神祠掛から出された神能禁止は明治三年八月であったことが分かる。なお、明治四年二月に太政官は「是迄心願ト称シ猥ニ社頭ニ於テ神樂奉納之儀自今禁止之事」（二月十四日太政官達）と達したが、松江藩の神能禁止はそれより半年早かった。

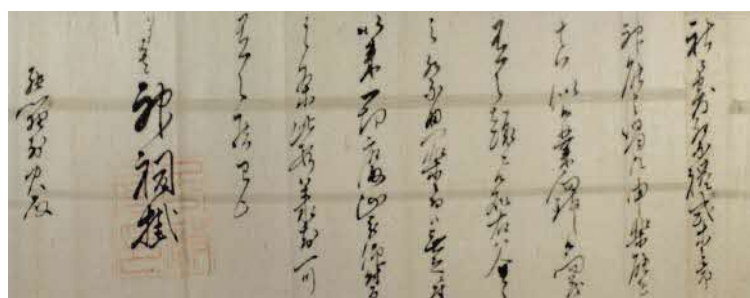


図1 神能の禁止

四・素人神楽の禁止

前掲宮川家の「御用留」に記されているように、明治五年（一八七二）に素人神楽の禁令が出された。その経緯については、中央政府の命令によって島根県が編纂した「自明治四年至同七年 島根県歴史政治部」に記録されている^⑭。

（明治五年）九月十日、諸神社祭式ニ素人神楽ヲ奏スルヲ禁ス、祠官勝部眞楯等ノ請ヲ聴スル也

神能ト称スル者ハ輓近散楽ヲ模剽シテ妄作セルモノニシテ、其举措俳優ニ髣髴シ大ニ神明ヲ饗スル所以ニ非ルヲ以、旧松江県ニテ之ヲ禁セシカハ、辛未ノ歳ヨリ素人神楽ト改称シ平人ニテ之ヲ執行スルニヨリ、令ヲ発シ之ヲ停ス、曰諸社ノ内祭礼ノ節神能ト唱ヘ猿楽ニ比擬シタル所業有之ニ付一切不相成旨、庚午ノ歳旧県ヨリ達有之候処近来更ニ素人神楽ト改唱シ興行致候者有之趣相聞甚無謂事ニ候、以来右様ノ所業堅ク不相成候条心得違無之様屹度可致確守事、先是第七大区三小区飯石郡掛合村狭長神社ノ祠官勝部眞楯等ノ四人書ヲ出シテ、素人神楽ヲ停止アランコトヲ請フ、其略ニ曰夜神楽神能ト称スル者ハ、本郡ニ於テハ七八年已前ヨリ始リ神職ノ者ハ執行仕来候処、庚午ノ秋旧藩ヨリ御厳禁ニ付、神職ノ者ハ執行不相成ヨリ、昨辛未ノ秋ハ百姓共打寄更ニ素人神楽ト名称ヲ換ヘ公然如故執行仕候、当年ハ早六月下旬ヨリ仁多大原郡辺ヨリ発起シ、頻リ二本郡ヘ推シ及ヒ候勢ニ有之、抑素人神楽ノ行装タル其人各狩衣浄衣烏帽子ヲ著ケ、又種々ノ仮面アリテ掛巻モ畏キ天照皇太神、素戔嗚尊并大國主、事代主神等ノ神神ニ打扮シ、人皇以降モ応神天皇神功皇后等執レトモ神聖ノ声容ヲ模シ鼓笛ニ和シテ舞踏シ、勿体ナクモ天威ヲ俳優ニシ神徳ヲ褻瀆シ奉ルコト、某等窃ニ往昔ヲ想像シ恐懼ニ堪ヘス、然ルニ看客ハ男女雜居シ徹夜酒食ニ酔飽シ、或ハ能者ニ纏頭スル戯場ニ異ラス（以下略）

素人神楽禁止は飯石郡掛合村狭長神社の祠官勝部眞楯ら四名が取り締まりを訴えたことが発端だった。夜神楽神能と称するものは、飯石郡においては七、八年前から神職が執行してきたが、庚午（明治三年）の秋に旧藩から厳しく禁じられて神職が執行できなくなる一方で、昨年の辛未の年（明治四年）の秋、および当年（明治五年）六月には百姓が押し寄せて来て「素人神楽」と名称を変えて公然と行うようになった。素人神楽は神徳を汚し、観客の男女は徹夜で飲食し能者に祝儀をするという戯れの場になってしまっている。敬神の御趣意に反する所業であるので差し止めるべきという意見であった。

素人神楽禁止は明治六年（一八七三）十一月にも出された^⑮。明治八年五月には大原郡下久野村の神官が、素人神楽は厳禁にもかからず「大原郡南加茂村ノ少年共、村ノ頭百姓稲田次郎兵衛ナル者ト協同シ土偶ツカヒト号シ衣裳仮面等美々敷製造」して他村の祭事にも盛んに興行していると県に訴えているので^⑯、禁令を出すだけでは民間にまで浸透しなかった様子が窺われる。

五・担い手の変化

神能の禁止は神職たちに衝撃を持って受け止められた。また、神職には国家の宗祀を行う者として資格の取得、祭式の統一などが求められる時代となり、大々的に神能を執行することに遠慮もあつたであろう。しかしながら、秋鹿島根両郡の有志神職たちは、神能はあくまでも神職が継承すべき祭儀であるとして「礼楽会」を結成した。組織としては緩やかなものであつたと思われる。一時途絶えていた佐太神社に於ける神能の上演を可能にし、各社にても神能を行っていたと伝えられる^⑰。

下佐陀の八幡宮には多くの神能道具が保管されているが、明治三十一年（一八九八）十月十五日に「八幡宮神能神事式」が行われていたことを示す資料（折紙）が宮川家に残されている（図2）。同社の祭礼は旧

曆九月十五日だったが、下佐陀村では祭礼日の新曆採用が周辺部より少し早く、新曆のひと月遅れに変更されていた。

入言、祓式、献供のあと退いてから、七座、式三番、神能が行われた。なお、七座は巫女舞の「八乙女」を省いて「祝詞」が加えられている。式三番には三番叟がない。



図2 明治31年10月に演じられた神能

入言、剣舞（春・岸・金・中）、散供（宮川老）、御座（岸）、清目（金・津）、勧請（野津）、祝詞、手草（春日・岸）
式三番 千歳、翁（宮川老）、同前
大社 老人（宮川老）、ワキ（春・宮廻）、して（岸）、龍神（野津）
八幡 ワキ（岸）、して（中川）

日本武 わき（中川）、して（春の宮廻）、仇（金津）

磐戸 奏仁（社司）、児屋根（野津）、太玉（岸）、天照（春）、

素尊（宮川老）、玉鉾（中川）、鉦女（金津）、手力雄（野津）

八重垣 奏仁（中川）、素尊（岸）、大蛇（金津）

悪切（講 宮廻）、千秋万歳

資料に書かれた「春」と「春日」と「春宮廻」は春日の神職宮廻、「岸」は御津の神職岸、「金」と「金津」は加賀の神職金津、「中」と「中川」は東生馬の神職中川、「宮川老」は宮川貢、「野津」は西川津の神職野津、「社司」は八幡宮社司の宮川元之進、「講 宮廻」は講武の神職宮廻と推定され、この八名に囃し方を加えると十名を超える。このうち加賀の神職は旧石川配下、他は旧吉岡配下であった。

朝山皓はその著述の中で、旧吉岡配下の一組を雇って七座神事と神能を行っていたと書いているが、それはこの資料に登場する神職たちと重なるであろう。ただ、神職による神能は「追々古老が没して命脈が弱かになった」という¹⁸⁾。一方、佐太神社の氏子たちの間では、各ムラの神賑わいのために神能を習う者がおり、これを「社中組」と称したが、その活動も年月を経る中で衰退していた。

明治四十年代から大正期にかけて、全国的に青年会（団）が設立されて青年活動が活発となった。また、歴史的な神事復興の機運が高まった時代でもあった。氏子青年たちは、礼楽会の宮川秀理・幡垣朝之丞、社中組の内藤栄太郎を師にして神能の練習を行うようになった¹⁹⁾。大正八年（一九一九）、氏子有志によって古伝神事保存協会が設立された。大正十五年（一九二六）四月、日本青年館にて開催される第二回郷土舞謡大会に招かれたことを機に、他の神能と区別するために「佐陀神能」を名乗った²⁰⁾。上京メンバーは、一団を率いた講師の宮川秀理以外はみな氏子で、礼楽会は関与しなかった。

保存協会の設立以降、佐陀神能は協会の神能部が担ったが、戦中から

戦後にかけて高齢化が進み、紆余曲折の末に神職の一部が加わるようになった。その経緯については岸神酒丸「佐陀神能概要」に詳しく述べられている^②。昭和五十一年（一九七六）に国の重要無形民俗文化財に指定された時の佐陀神能保存会は、神職の岸・宮川と氏子七名で構成されていたが、その後氏子の新規加入が減少し、現在は主に佐太神社に所縁のある神職たちと松江市内有志によって継承されている。

おわりに

佐陀神能は平成二十三年（二〇一一）にユネスコ無形文化遺産に登録された。出張演舞の声をかけられることが増え、それに応えているうちに、佐陀神能のどこに価値があるのか、先人がどういふ思いで伝えてきたのか、どのように受け継ぐべきかを自らに問うようになり、以下のことを決めた。宴席の演舞依頼は遠慮すること、依頼者の都合に合わせて各演目の短縮はしないこと。一つの演目は最初から最後まで正確に演じてこそ、継承していく意義があると考えようになったという。このように、ユネスコ無形文化遺産登録が担い手たちのアイデンティティを見出すことに繋がっている。

註

- ① 『松江市史通史編4近世Ⅱ』（松江市、二〇二〇年）
- ② 「秋鹿郡は吉岡、島根郡は石川」と説明する報告書（『国立歴史民俗博物館研究報告第一四八集』所収の関沢まゆみ「神社祭祀の伝承力」など）も見られるが、吉岡は島根郡本庄辺りまでを配下に置いた。
- ③ 佐太神社文書、元禄十年十月に各郡の幣頭幣下が佐陀社に差し出した「覚」（八・一八・一九・二〇・二二）
- ④ 石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』（慶友社、一九七九年）
- ⑤ 照床神社（阿羅波比神社）神職は釜代社も兼務していた。「神能御神

事式入用」（寛政十戊午八月廿五日、一六五・六）、「神能御神式入用」（享和三癸亥九月朔日、一六五・一六）

- ⑥ 阿羅波比神社文書（出勤依頼状、年欠、一六五・四）
- ⑦ 賣布神社文書「明治三庚午年正月從御用一途留」（一・一四）
- ⑧ 「出雲国秋鹿郡神社取調帳」（島根県立図書館蔵）。社領からの二百石に廩米を加えて費用をまかかった。
- ⑨ 「出雲国島根郡神社取調帳」「出雲国秋鹿郡神社取調帳」（島根県立図書館蔵）
- ⑩ 大正十五年に佐太神社は氏子戸数について、「元明細帳二八拾七戸」とあるが、絶家・移住のため「七拾戸」に訂正すること届けした（「八束郡郷社取調帳」島根県立図書館蔵）。なお、佐陀宮内村は一八八九年に佐陀本郷・武代と合併して佐太村のムラとなった。
- ⑪ 明治四年一月社寺上知令、七年十一月社寺領上地跡処分規則、八年六月社寺境内外区画取調規則など。
- ⑫ 熊野大社文書（四・三・一九、松江歴史館寄託）
- ⑬ 佐陀神社の別火は明治四年頃に同社から離れた。
- ⑭ 島根県公文書センター蔵、『松江市史史料編9』（二〇一七）所収
- ⑮ 「自明治五年至同七年島根県歴史制度部」（同所収）
- ⑯ 「明治八年島根県歴史制度部」（同所収）
- ⑰ 岸神酒丸「佐陀神能概要（十）」（『かしま』一九七七年十月）
- ⑱ 朝山皓「佐陀神能の由来及び謡本抄」（佐陀神社社務所発行一九三四年、『古代文化叢書6出雲の神信仰と祭り』所収）
- ⑲ 岸神酒丸「佐陀神能概要（十一）」（『かしま』一九七七年十一月）
- ⑳ 石塚尊俊『重要無形民俗文化財佐陀神能』一九七九年
- ㉑ 「佐陀神能概要」（『かしま』一九七六年十月〜七八年四月）

第三節 もう一つの佐陀神能―亀尾神能―

永井 猛

はじめに

松江市には、佐陀神能と同系統の神楽を伝承している所がある。西持田町の持田神社周辺の亀尾地区である。地区名をとって亀尾神能かめおしのうと呼ばれている。亀尾神能には、佐陀神能と同じように七座の神事、式三番、神能が伝えられている。八岐大蛇も、十六の目のある赤い鬼面に鱗形うろこがた（三角形）の模様の衣装を着て、立って舞う通称「立ちオロチ」で、佐陀神能と同じである。

かつて佐陀神能は佐太神社の触下ふれした（管轄下）の神社の神職・巫女たちによって奉納され、持田神社の神主もその担い手の一人であった。いつの頃かは分からないが、その担い手である神主が自分が習い覚えた佐陀神能を氏子たちにも伝え、亀尾神能は生まれたとされている。

亀尾神能は最初は正月行事の歳徳神祭の神事として継承され、後には持田神社の例大祭（四月二十四日）にも奉納されるようになった。

亀尾神能は、西持田町亀尾地区の住人すべてを会員とする亀尾敬神会で継承されていたが、昭和二十六年（一九五一）に亀尾神能保存会と改称し、神能に関心の深い有志によって伝承されるようになった。持田神社ばかりでなく近隣の神社の祭祀にも招かれて奉仕している。

保存会の発足当初からの記録を見ると、演者がそろわない時など、保存会以外の人に応援を頼んだと書かれている。国司神社（西長江町）の幡垣宮司を初めとして、神能の舞える神職だけの会である礼楽会の須賀神社（春日町）の宮廻宮司、法吉神社（法吉町）の宮廻宮司、御津神社（鹿島町御津）の岸宮司などからよく助力を得、時には教えも受けている。亀尾神能に伝わる『神能謡本』は昭和三十四年（一九五九）にガリ版刷りされたものだが、奥書に「法吉大森大明神主宮廻正喜」とある。助

力を得た人たちは佐陀神能の演者でもあった。

亀尾神能が伝承している「七座の神事」「式三番」「神能」について、それぞれの内容を紹介しておく。

一・七座の神事

亀尾神能の七座の神事には、「散供さんぐ」「清目きよめ」「剣舞けんまい」「勧請かんじよう」「御座ござ」「手草たぐさ」「八乙女やおとめ」の七種の舞がある。それぞれの舞は以下の通り。

「散供」右手に中啓、左手に櫛を持って、「八調子」で舞う一人舞。

「清目」右手に中啓、左手に幣を持ち、前段は「シャギリ」、後段は「八調子」で舞う一人舞。

「剣舞」「四人舞」とも言い、四人で舞う。前段は幣と鈴を持ち、「入言いりご」、

「八調子」で舞う。後段は、剣を持ち「八調子」で舞う。

「勧請」大幣と中啓を持ち、「サガリハ」の曲で舞う一人舞。

「御座」御座と中啓を持って「八調子」にて舞う一人舞。

「手草」櫛と鈴を持ち、「八調子」に合わせて舞う二人舞。

「八乙女」女子二人の舞。前段を「シャギリ」、後段を「八調子」で舞う。

このほかに、七座の神事には入らないが、剣を用いた悪魔退散を祈る一人舞である「悪切祈禱」（「悪切」とも）が舞われる。

例祭の時には、この中からいくつか選んで奉納される。現在、「八乙女」は途絶えている。

囃し方は、細長いばちで横置きにして打つ鑿ど（鉦打長胴太鼓）を中心に、笛、太鼓（締太鼓）、チャンガラ（手拍子、銅拍子）で囃し、衣装は烏帽子をかぶり、浅葱（薄青）の千早・袴をつける。舞手は烏帽子、狩衣に錦の上千早を身につける。

二. 式三番

「翁式三番」^{おきなしきさんぱん}とも、単に「翁」ともいわれる。遷宮などの祝いの時に舞われる。前半が千歳^{せんさい}と白色尉^{はくしきじょう}（白い翁）の面を付けた翁の舞、後半が三番叟^{さんぱんそう}による面を付けない舞と黒色尉^{くしきじょう}（黒い翁）の面を付けて鈴を持った舞で構成されている。囃子は笛、大鼓、小鼓、太鼓である。

前半の翁の舞だけで、後半の三番叟の舞が省略されることが多い。

千歳が面箱を神前に向かって置くと、翁役が面箱をはさんで千歳に向き合って座る。千歳は翁役の横に並んで座り、二人して「とうとうたり」と謡いだす。千歳は「鳴るは瀧の水」の謡で、立ち上がって舞い始める。千歳が舞い終わる頃、翁役は面箱から白い翁面を取り出してつける。千歳が着座すると、翁は立って舞い始める。舞い終わると着座して面をはずす。翁役が退場し、千歳は翁面を箱に収める。

剣先烏帽子を付けた三番叟が「おうさいやおうさいや」と謡いながら登場し、千歳の前に着座し、互いに礼をする。囃子方の掛け声によって



亀尾神能 七座「散供」（平成 24 年）



亀尾神能 七座「剣舞」（平成 27 年）



亀尾神能「式三番」 翁（平成 24 年）



亀尾神能「式三番」 三番叟（平成 24 年）

三番叟が舞い始める。舞い終わるといったん幕に入る。再び三番叟が出て、千歳の前に座り、千歳から面箱の中の黒い翁面を受け取り、面をつける。千歳は鈴を黒い翁面の三番叟にわたすと面箱を持って退場する。黒い翁面の三番叟は右手に鈴、左手に中啓を持って舞う。舞の終盤に滑稽な面を付けた「ひよつとこ」が頬被りをして、両手両足を広げて登場し、黒い翁面の三番叟を腰から抱き上げて幕に入ってしまう。

「ひよつとこ」と言われるが、口をとがらせたひよつとこ面ではなく、出雲神楽によく出てくる「チャリ」と呼ばれる道化役の付けている面と同種である。こういう演出は出雲神楽ではよく見られ、チャリが出て三番叟を担いだり、背負って入る演出が広く行われている。ただ、三番叟の役は子供で、大人が黒い翁面をつけて舞うことはほとんどない。いつのころか、黒い翁の舞がすたれ、白い翁の舞もすたれ、三番叟のみ、それも子供が演じる三番叟だけが残ったようである。子供の三番叟は、そのかわいらしさから人気がある演目である。

亀尾神能も、かつては子供が出たらしく、ひよっとこが担いで入るのは、その名残であろう。佐陀神能も以前は子供が出たというのが、チャリ面は伝わっていない。

三 神能

演目は、「大社」「恵比須」「八幡」「日本武」「国譲」「岩戸」「切目」「三奸」「八重垣」「山神祭」である。

このうち、「国譲」と「山神祭」は佐陀神能では番外とされ、「国譲」の代わりに、同じ内容を扱った「武甕槌」が通常演目となっている。「山神祭」は、佐陀神能では、明治の初めに大原神楽を改作したものという。「山神祭」は出雲神楽では今でも広く行われており、亀尾神能でもよく演じられている。各演目について、以下、内容を紹介しておく。

「大社」帝から佐陀の社には神祕があるので参詣するよう宣旨を受けた臣下が船路で佐陀へ向かう。佐陀の社に着いた臣下が年老いた宮人に社の神祕を聞くと、宮人は当社の祭神を慕って八百万の神が集まることから神在月と言うのだと話し、姿を消す。御殿が震動して、金色の光をさして佐陀の大神が現れ、舞を舞う。急に黒雲がわき上がり雨風とともに龍神が現れ、箱の中から五色の蛇を取り出して大神に献上し、帰っていく。大神も「八百万代の神の父母、われぞ」と言って御殿に入る。

「恵比須」須賀の郷、御歳の神主が津の国にある西の宮を参詣すると、蛭子命（恵比須）が現れ、鯛釣りの舞いを舞って御殿へ入っていく。大漁の舞なので、漁村では喜ばれるという。



亀尾神能「式三番」 三番叟とひよっとこ (平成 24 年)

「八幡」石州大森の神主秀秋が出雲須佐の大宮の遷宮に参拝する。すると、白真弓に鎬矢を持った八幡の神が現れる。秀秋が弓矢の理由を聞くと、神事には「寸善尺魔」といって、良いことには邪魔が入りやすいので、それを避けるためだと答え、悪魔を鎮めて天へと帰っていった。

「日本武」東夷征伐に向かった日本武は、伊勢の度会の宮に寄り、倭姫命から天叢雲剣と火打ち袋を渡される。駿河に着いた日本武は、東夷の策略によって野中で火攻めに遭う。日本武は草を薙ぎ払い、火打ち石で向かい火をつけて危機を脱し、東夷を滅ぼした。これより後、剣は草薙の剣と呼ばれ、熱田神宮に納められた。演目名は、佐陀神能と同じく「やまとだけ」ともいう。

「国譲」経津主神と武甕槌神が出雲の稲佐の浜に天下り、大己貴命に国譲りを迫る。大己貴命は快く承知し、観客に向かって餅をまく。国譲りに反対する建御名方命は二神と千引の岩で力比べなどをして争うが、結局負けてしまう。ただ、建御名方命は二神から土地の守り神になるよう言われ、喜びの舞を舞う。演目名は佐陀神能と同じく「こくじょう」ともいう。

「岩戸」奏仁が、素戔鳴尊の悪行に怒った天照大神が天の岩屋にこもられたことを語る。若宮の臣二人が岩屋の前で刀を抜いて舞い、あたりを清める。玉鉾臣が大幣を手にして湯立神事を始める。天鈿女命が鈴を手にして舞い、次に両手に持った櫛を湯釜につけて払う。手力男命が岩戸を開くと天照大神が現れる。神々は素戔鳴尊を根の国に追放した。

「切目」法度の命に仕える神主秀幸が津の国の鼓の滝に行くと、かがやく御幣と鼓を持った神が現れる。鼓の謂われを聞くと、天照大神が岩戸にこもられた時、切雲命が鞆鼓を打ち鳴らし、その音にひかれて天照大神が岩戸を開けられたと語る。そして、自分こそ切雲命だと打ち明け、舞を舞う。保存会当初は佐陀神能同様「真切雲」といわれた。

「三奸」神功皇后が武内宿祢を従えて住吉神社に詣で、渡海祈願を頼む。



亀尾神能「八重垣」(平成 24 年)



亀尾神能「切目」(平成 27 年)

巫女が舞い、神主が神のご加護を伝える。海を渡ると、異国の王たちが次々に現れ、戦いを挑むが、それをすべて退け、王たちは降参する。以前は「三韓」と表記し、「新羅・百濟・高麗」の王たちであった。

「八重垣」素戔鳴尊に仕える臣下が登場して、素戔鳴尊が奇稲田姫を守るために八岐大蛇を退治しようとされていると語る。素戔鳴尊が登場し、臣下と共に待つところに大蛇が登場する。大蛇が毒酒を飲み干し、寝入るところを臣下と素戔鳴尊が討ち果たす。素戔鳴尊は大蛇の面をかかげるが、佐陀神能では尾から出た剣をかかげる。

「山神祭」春日明神は、天照大神がこもられた岩戸の前で湯立神事を行うために必要な櫛を求めて大山祇命の山に入る。櫛を持ち帰ろうとする春日明神を大山祇命がとがめ、争いになる。相手が春日明神と分かった大山祇命は櫛を渡し、春日明神はお礼として悪魔払いの剣を贈る。大山祇命は剣を抜いて悪魔退散の舞を舞う。この舞は「悪切祈禱(悪切)」として独立しても舞われる。

以上のように、佐陀神能と演目が重なり、内容もほぼ重なる。元は同じなので、当然と言えばそうだが、長い年月の間に、演出等に違いが生じている。たとえば「岩戸」の天照大神は、佐陀神能では能楽と同様に四本の柱に幕を張り巡らせた作り物の中に隠れているが、亀尾神能では岩の絵を描いた布を貼った板戸二枚を立てかけて、その奥に身を隠している。また、湯立の釜も佐陀神能では大鼓を釜に見立てるが、亀尾神能では実際の釜のような作り物を出す。

佐陀神能はあくまで神に奉納するという姿勢で笑いの要素を排除しているが、亀尾神能では三番叟を抱いて入る「ひよっこ」が出たり、大蛇が退治されそうになっても観客から「まだまだ」と声がかかったりと、笑いの要素がある。亀尾神能は、見て分かりやすい工夫がされており、地域の人々を楽しませる伝統芸能となっている。

亀尾神能には、文政七年(一八二四)の年記のある神楽面が十面伝わっており、いずれにも「主井上氏」と持ち主の名前が記されている。持田神社の神主「井上氏」が佐陀神能で舞う時に使ったものと思われ、優品が多い。

亀尾神能には、佐陀神能の昔の姿をとどめているものもあり、両者を比較検討していくことで、佐陀神能の変遷の跡をたどることが出来るように思う。

参考文献

『改訂増補 松江の民俗芸能』(松江市郷土芸能文化保護育成協議会、二〇〇五年)。
 関沢まゆみ「神社祭祀の伝承力 美保神社と佐太神社の祭祀から」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年一二月)。
 『松江市史 別編2 民俗』(松江市、二〇一五年)

第四節 佐陀神能用具等について

石山 祥子

一・概観

今回の調査事業により、佐陀神能保存会所蔵の用具等に加えて、松江市域の神社等の所蔵品についても、現在は使用されていないものも含め、多くの用具等の所在が判明した。これらは松江市域における神楽の地域的特色や歴史的な変遷を考える上で、重要な手がかりになると思われるが、ここでは調査を通じて明らかになった事柄について記しておく。

佐陀神能と同系統の神楽は、現在では他に亀尾神能保存会のみが伝承している（亀尾神能については、本章第三節を参照のこと）。佐陀と亀尾の二団体は、いずれも神職と一般の人々との混合の団体であるが、明治初年に旧島根・秋鹿両郡の神職有志によって結成された「礼楽会」や、松江市域の神職らが集まった「松江神職舞楽会」という団体も、昭和四十年代頃まで活動していた。今回の調査では、この二団体が使用していた用具等についても調査する機会が得られたので、第三章で紹介している。

用具等のうち、銘文等によって制作年代や作者、奉納者等の情報が得られる資料はわずかだったが、制作もしくは奉納された年代が確認された用具等については、【表1】にまとめた通りである。

ところで、佐陀神能保存会が所蔵する用具等の中には、神職の名前等が記されているものが散見される。これは、佐陀神能がもともと周辺地域の神職らによって執行されていた時代の名残といえる。そのころには、神能に必要な用具一式を共同で管理するのではなく、神能を行う度に神職がそれぞれ所有、あるいは自作した道具を当日の演目に応じて持ち寄り、神能を執行していたと考えられる。しかし、明治期以降、一般の人々にも門戸が開放され、今日の保存会組織が整えられ、用具も保存会で揃

えられるようになると、神職所有の用具の中には使用されなくなったものも出てきたのである。今回の調査事業では、そうした今日では使われなくなった神能用具についても、調査を通して確認することができた。

一方で、もともと佐陀神能系の社中があつた生馬神社（松江市東生馬町）所蔵の神能面七点と天冠が、昭和四十年（一九六五）に保存会に譲与された事例（例えば、面2・3・5・7・8・23・42等）のように、保存会の用具に加えられた神職家旧蔵の用具もみられる。

このように、用具等の所在調査の実施により、かつて神能にかかわった神職家が再確認され、保存会が使用する用具以外の所在が明らかにされたことで、佐陀神能系統で用いられる用具等の特徴や傾向がより鮮明になったと思われる。

（1）神能面

佐陀神能は直面の採物舞「七座」、祝言の「式三番」、着面の神楽能「神能」の三部構成だが、面を用いるのは「式三番」と「神能」である。原則として主要な役柄は全て面を付け、主役であるシテや老人役、女役以外の役では面を付けない場合が多い。その種類は「式三番」の翁面（白式尉）や三番叟面（黒式尉）を含む老人の面、素戔鳴尊や八幡神などの男神の役が付ける面、稲田姫などの女面（佐陀神能では「女面」と呼ぶ）、「日本武」の東夷面などに用いる鬼面（佐陀神能では「仇面」と呼ぶ）四種に大別できる。なお、佐陀神能保存会所蔵面は全て木彫り面であつた。

仇面は顔全体に赤い隈取りが施され、さらに口や瞼が開閉したり、眉が上下したりする仕掛けのある面で、いずれも角はなく、「鬼面」とも呼ばれる。仇面を付ける役柄は「仇」とも呼ばれ、仇が登場する曲目では、後段で神と仇による仕合^{しあい}がある。今回の調査では仇面の特徴を有する面が多数確認されたが、これは佐陀神能系統に限定されるものではなく、出雲のほぼ全域で確認されている典型的な造形である。

【表1】墨書などの文字情報により制作年代が推定される用具等一覧（年代順）

1) 面 25点

資料番号	面の役柄	年号（西暦）	面裏の銘文	所蔵者（旧蔵者）
1 面 2-26	新羅	寛永末（1631or1643）	「寛永末／妙向作」	佐陀神能保存会
2 3-1-37	大蛇	天明5年（1785）	「天明五巳年／加治や安右衛門／年六十三才」	日御崎神社
3 3-1-141	切麁命	享和元年（1801）	「享和元酉／元善（㇏）敬」	許曾志神社
4 3-1-144	天細女命	享和元年（1801）	「享和元酉／元善作」	許曾志神社
5 3-1-156	（不明）	文化9年（1812）	「文化九申／再興／善三郎（㇏）／願主」	出島神社
6 3-1-24	切目命	文政7年（1824）	「文政七甲申年（ ）／志賀美／主井上氏／工屋良助作」	持田神社
7 3-1-25	「大社」龍神	文政7年（1824）	「文政七甲申九月十八日出来／龍神／十八日初テ遣／主井上氏／工屋良助作」	持田神社
8 3-1-26	「岩戸」手力男命	文政7年（1824）	「文政七甲申年■／手（㇏）力男／主井上氏／工屋良助作」	持田神社
9 3-1-27	「岩戸」玉鉾	文政7年（1824）	「玉鉾／八百銀作／文政七甲申／主井上氏」	持田神社
10 3-1-28	大蛇	文政7年（1824）	「文政七甲申／小鬼／主井上氏／八百銀作」	持田神社
11 3-1-29	皇后	文政7年（1824）	「文政七甲申／主井上氏／中町／工屋良助作」	持田神社
12 3-1-30	「日本武」倭姫	文政7年（1824）	「文政七甲申／主（㇏）井上氏／工屋良助作」	持田神社
13 3-1-31	「大社」老人	文政7年（1824）	「老仁／文政七甲申／主井上氏／八百銀作」	持田神社
14 3-1-33	翁（白式尉）	文政7年（1824）	「文政七甲申／主井上氏／工屋良助作」	持田神社
15 3-1-34	三番叟（黒式尉）	文政7年（1824）	「文政七甲申／井上氏／中町 工屋良助作」	持田神社
16 3-1-119	（不明）	嘉永3年（1850）	「嘉永三成／小田祭記造者」	鷹臼神社（松江神職舞楽会）
17 3-1-131	大蛇	慶応2年（1866）	箱蓋表に「慶応二年／大蛇面／黄九月吉日」	許曾志神社
18 面 2-32	東夷	明治24年（1891）	「明治廿四年神有月／ハタガキ」	佐陀神能保存会
19 3-1-60	大蛇	明治31年（1898）	「明治卅一年／旧十二月十一日／来待村／勝部為市（㇏）作」	下佐陀八幡宮（礼楽会）
20 3-1-78	男面	明治31年（1898）	「明治卅一年／十二月十一日／岸／勝部為市作」	下佐陀八幡宮（礼楽会）
21 3-1-11	「国譲」大貴己命	昭和22年（1947）	「昭和二十二年／四月新調／大黒／亀尾敬神齋」	持田神社
22 面 2-15	素戔鳴尊	昭和28年（1953）	「昭和二十八年秋／16／佐陀宮内／西川広作」	佐陀神能保存会
23 面 2-35	大山祇命	昭和28年（1953）	「昭和二十八年秋／15／佐陀／宮内西川広作」	佐陀神能保存会
24 3-1-1	「三奸」大	昭和58年（1983）	「昭和五拾八年／九月吉日謹作／西川広安」	持田神社
25 3-1-20	素戔鳴尊	平成3年（1991）	「平成3年12月／西村清春作」	持田神社
2) 衣装・道具等 2点				
資料番号	資料名	年代	銘文等	所蔵者（旧蔵者）
1 衣装 2-57	衾衣	昭和5年（1930）	裏に「佐太幡垣／昭和五年拾月新調」	佐陀神能保存会
2 3-1-101	木冠	昭和21年（1946）	裏に「宮川／昭和廿一年／十月作／（花押）」	下佐陀八幡宮（礼楽会）
3) 謡本 3点				
資料番号	資料名	年代	奥付等	所蔵者（旧蔵者）
1 3-1-51	謡本	嘉永2年（1849）	筆写本、奥付に「維時嘉永二年己酉八月吉辰／金津惠嶋小野秀親／写置者也」	個人
2 3-1-52	謡本	万延元年（1860）	筆写本、奥付に「維時萬延元歳庚申九月七日／金津志摩之輔小野秀壽／歳拾六才ノ時書／幡垣良」 裏表紙に「維時萬延元歳庚申九月七日／歳拾六才ノ時書／金津志摩之助／小野（ ）」	個人
3 3-1-129	「神能謡本」	昭和34年（1959）	本文は印刷。奥付に「昭和参拾四年九月／法吉大森大明神神主／宮廻正喜」 （装幀は異なるが、同一内容の謡本は持田神社も所蔵）	白潟天満宮

なお、佐陀神能には道化役が登場しないため、これに用いる面も所蔵されていないが、亀尾神能の「式三番」では、「三番叟」の中に道化役が登場するため、左右非対称で滑稽な表情の「ひょっとこ」（資料3・1・9・10）を所蔵する。また、市内の神社に伝存する面や松江神職舞楽会旧蔵面にも、道化面の特徴を有するものが確認されており（例えば、資料3・1・111・155、佐太神社以外の神社で奉納する際などには、あるいは道化役が登場していたのかもしれないが、この点については今後の検討が必要である）。

また、今回の調査では役柄不明の面も見られたが、役名が面裏に明記されている亀尾神能保存会や、面袋や箱に役名のある許曾志神社所蔵の面は、佐陀神能保存会の所蔵品等と比較する際の重要な手がかりとなった。これらの比較検討により、佐陀神能系統に共通する特徴が見出された面としては、切雲命面や素戔鳴尊面、「大社」龍神面、「八重垣」大蛇面等が挙げられる。

・切雲命面（面2・6、資料3・1・22・24・110）・・・白色もしくは肉色で頬骨が高く、口角がやや上がる。

・素戔鳴尊面（面2・15・23・28、資料3・1・20・23・63・115・143）

・・・眼が大きく、口は「へ」の字に結び、固く閉じる（旧大原郡や神門郡では、上の歯で下唇を噛んでいる作例が多い）。

・「大社」龍神面（面2・5、資料3・1・25・116・139）・・・今回、松江

市域で確認された龍神面は全て青系である。許曾志神社の作例は「元善作」の墨書銘があり、享和元年（一八〇一）頃の作である可能性が高い。十九世紀初めには青い龍神面が定着していたと推測される。

・「八重垣」大蛇面・・・※次項で述べる。

（2）衣装・被り物

衣装は金襴地で仕立てられたものが大半を占める。そのほとんどの制作年代は不詳だが、現在使用されている衣装と比較すると、素材や形状などに大差はなく、石見神楽のように幕末には染め中心だった衣装が、近代以降刺繍衣装へと移行したような劇的な変化は認められなかった。

佐陀神能における基本の扮装は狩衣（以前には「舞衣」とも呼ばれた）^{まいじつもの}・上千早^{おちわや}・袴で、姫や巫女役の場合は赤千早・上千早・緋袴である。七座では「布衣」と呼ばれる木綿地の狩衣（緑）と白袴を合わせ、さらに金襴地の上千早を付ける。「式三番」や神能では金襴の狩衣を着用するが、直面の役柄の場合は無地の千早や舞衣、袴を着け、金襴は上千早などに限られる。

金襴の衣装は、仇は赤系、神（男）は黒系もしくは赤以外、老人は白系と、役柄によって概ね使い分けられる。特定の役専用の衣装としては、「八重垣」の大蛇が着用する三角模様の鱗紋等を染め抜いた布衣と袴等が挙げられる。

被り物は、七座と「式三番」では烏帽子を着用し、神能では神（男）は役柄に応じて烏帽子や鉢巻、天冠^{てんかん}、木冠^{きかんむり}と呼ばれる木製の冠を赫熊^{しやぐま}の上に被る。木冠には、一般に巾子^{こじ}と呼ばれる上に突き出た部分に金具が付いており、ここに柿や紙垂を挿す【図1】。仇は赫熊のみであるが、例外として国譲り神話を題材とした神能「国譲」^{こくじょう}に登場する建御方神（神能内では「国津神」）は仇面を付けるが、神格を保つためか木冠を赫熊の上に被る。また、姫や巫女役は赫熊を被り、顔の両側^{めんだたれ}に面垂を垂ら



【図1】 柿と紙垂を挿した木冠*

し、役柄によって天冠や鉢巻を付ける。

(3) 鳴り物

佐陀神能では、鑿（鉦打長胴太鼓）・脇太鼓（締太鼓）・小鼓（小鼓）・大鼓（大鼓）・チャンガラ（手拍子とも呼ぶ。銅拍子）・笛（能管もしくは龍笛、七孔）を使用するが、同時に全てが使用されることはない【表2】。七座では鑿・脇太鼓・チャンガラ・笛、「式三番」では小鼓・大鼓・笛、神能では脇太鼓・小鼓・大鼓・チャンガラ・笛をそれぞれ使用する。猿楽能の影響がより強い「式三番」と神能では鑿は使用せず、反対に猿楽能の影響があまりみられない七座では、小鼓と大鼓は用いない。

鳴り物の演奏者のことを、佐陀神能では「地方」と総称し、地方は奏楽と地謡を担当する。また、鑿を叩く者を「鑿取」と呼ぶが、この名称は祭礼時に奏楽等を担う神職を指し、出雲地域では近世初頭にはすでに登場する用語である。

(4) 採物・作り物

佐陀神能の舞い手である「舞方」が手に持つ採物は、七座では演目に応じて櫛・剣・鈴・莫塵・幣・中啓等が使われる。神能では七座の採物に加え、役柄や展開に応じて、弓矢・打杖・鉾等が用いられる。特定の演目で使用される採物としては、「恵比須」の釣竿、「日本武」の燈袋、「真切雲」の撥、「大社」の龍蛇箱（「式三番」の面箱を用いるが、箱の中に金欄地で作られた龍蛇の作り物が入る）や「武甕槌」の岩が挙げられる。舞台上に設置される大きな作り物が出る演目はほとんどなく、「岩戸」の岩戸（屏風もしくは白布）くらいである。また、「八重垣」では、大

	鑿	脇太鼓	小鼓	大鼓	チャンガラ	笛
七座	○	○			○	○
式三番			○	○		○
神能		○	○	○	○	○

【表2】佐陀神能で使用する鳴り物

蛇を誘い出す酒樽として大鼓が代用され、舞台前方に据えられる【図2】。

(5) 謡本

佐陀神能の謡本として神職家等に伝存するものは、全て幕末以降のものである。

今回の調査で新たに確認された日御碕神社の神職家が所蔵する二冊の謡本（資料3・1・51・52）も幕末期に筆写されたものであった。その奥書等については【表1】を参照されたい。

なお、二冊の謡本に収録されている演目は、「式三番」・「大社」・「真切雲」・「厳島」・「恵比須」・「日本武」・「八幡」・「岩戸」・「三韓」・「八重垣」・「荒神」・「住吉」の全十二曲で、曲目の順序も完全に一致している。

以上、ここまで佐陀神能の用具等について概観してきたが、各演目で使用される用具や舞方の出立等は第二章に譲り、次節では他の用具に比べて制作年代等の文字情報が得られた神能面に焦点を絞り、二、三の知見を述べておきたい。

二 神能面について

(1) 神能面の作者

今回の調査により、面の裏に寄進者の名前や奉納年等とともに、面の作者と思われる人名のある作例が確認された。【表3】は制作年代のわかる神能面の主な作者を年代順（明治時代まで）に並べた一覧である。同一の作者による面が長期間にわたって確認された事例は少ないため、



【図2】酒樽として代用される大鼓(右下)

作者名	制作年代	点数	所蔵者（資料番号）
妙両	寛永末 (1624 か 43)	1	佐陀神能保存会（面 2-26）
元善	享和元年 (1801)	7	許曾志神社 (資料 3-1-137 ~ 139・141 ~ 142・144 ~ 145)
法眼田中弘教門人二代貴豊	文化 9 年 (1812)	1	出島神社（資料 3-1-154）
工屋良助	文政 7 年 (1824)	6	持田神社（資料 3-1-24 ~ 26・29・33 ~ 34）
八百銀	文政 7 ~ 8 年 (1824 ~ 25)	4	持田神社（資料 3-1-23・27 ~ 28・31）
小田祭記	嘉永 3 年 (1850)	1	鷹日神社（資料 3-1-119）
勝部為市	明治 31 年 (1898)	5	佐陀神能保存会（面 2-21・33） 下佐陀八幡宮（礼楽会）（資料 3-1-60・63・78）

【表 3】神能面の作者一覧（制作年代順）

いずれの人物も神能面の制作が本業ではなく、自ら奉納もしくは使用するために制作したか、願主の求めに応じて作った可能性が高い。ここでは、松江市域外でも作例が確認された作者を中心に触れておく。

① 法眼田中弘教門人二代貴豊

「近世仏師事績データベース」によれば、「田中弘教」は十七世紀後期から明治十年代まで活動が確認できる仏師の名跡である。京を拠点に活動し、滋賀や奈良、岡山など西日本を中心に仏像の修復や製作に代々携わっていた。その「門人」と名乗る「二代貴豊」については不詳だが、佐世神楽社中（雲南市大東町下佐世）に、「松江／貴豊造／文化十三年丙子歳」との銘文がある男面一点が伝わる。「二代貴豊」と「松江／貴豊」が同一人物である確証は現時点ではないが、江戸時代後期に松江で活動していた仏師が、神能面の制作にかかわっていた可能性がある。

② 八百銀

持田神社が所蔵する面の中には、面裏に年代以外にも作者、所有者、面の役柄等が記されたものが多く、江戸時代後期のこの地域における神能の実態

を考える上で貴重であるが、作者として登場する「八百銀」および「工屋良助」の来歴については不詳である。

ただし、八百銀については、雲南市の須我神社（大東町須賀）が所蔵する文政八年（一八二五）頃制作と推定される面の中に、同銘のものが二点確認されている。また、同町内の山王寺和野社中所蔵の『神代神楽乃起源と吾が神楽本部来歴』（昭和初期）中には、「神能面の名工」として八百銀の名が挙げられており、旧大原郡でもその名が知られていた人物だったようである。

③ 勝部為市

残された墨書等によれば、勝部為市は明治期に東来待村（現在の松江市宍道町東来待）に住んでいた人物のようである。今回の調査で地元の神社等での所在が確認できなかった意宇郡西半の神能面の作例である可能性が高いため、ここに記しておく。

（2）「最古」の神能面

年代の明らかな神能面は、先に挙げた【表 1】のとおり二十五点確認され、その内訳は江戸時代十七点、明治時代三点、昭和・平成時代が五点であった。

「寛永末／妙両作」の墨書がある新羅の面（面 2・26）は、今回調査した中で最も古い年代を示す。寛永年間に末年は八年（一六三一）と二十年（一六四三）の二度あるが、一六〇〇年代の紀年銘のある神楽面は出雲神楽の面と現時点で確認されているものの中では群を抜いて古い。

しかし、すでに指摘されているように、銘文自体が当初に書かれたものだとすると、面自体は後に手が加えられ、当初の作風から大きく変貌した可能性が高い。先述したように赤い隈取りと口等が開閉する仕掛けの施された仇面が出雲地域では多数見られ、この新羅の面にはそうした

特徴が全て備わっているのだが、これまでに出雲地方で確認されている同種の面で、確実に江戸時代の作といえるものは、幕末まで待たねばならない。そうした空白期間を埋める作例を確認することは、今回の調査ではできなかった。

(3) 大蛇面について

素戔鳴尊の大蛇退治を題材にした「八重垣」は、佐陀神能の代表的な演目だが、展開や配役、登場人物の扮装など様々な点で、中国地方一帯の神楽とは異なる特徴を持つ。ここでは、その特徴の一つである大蛇面について論じたい。

出雲の他の地域も含め、中国地方の大半の神楽に登場する大蛇は、演者が「蛇頭^{じやがしら}」と呼ばれる龍の頭部を模した被り物を被り、長い尾や幕によつて長い胴を表現した衣装を身につける場合が多い。しかし、佐陀神能の大蛇は蛇頭ではなく、顔に面をつけて現れ、三角形をつなぎ合わせた鱗紋の布衣（狩衣）と袴によつて蛇体を表現する。衣装の文様については、魚鱗模様も見られる（資料3・1・151）。大蛇役の舞方は両手に櫛を持ち、背中にも櫛を背負い、終始立ったままで舞うため、「立ち大蛇」と呼ばれることもある。

このような姿で登場する大蛇は、現在では佐陀神能と亀尾神能のみで、大蛇面は旧島根郡（六点）と秋鹿郡（四点）で確認された。仇面にはあまり見られない左右一对の角を有し、こめかみ近くまで大きく裂けた口と赤い面がベースで、能面の一種である「蛇^{じや}」を彷彿とさせる。しかし、能面と大きく異なるのは、両目に加えて額にも十四の眼が描かれ、計十六の眼がある点である。今回確認された十点全てに、こうした特徴が認められた。

裏面の墨書等から年代がうかがえる大蛇面は二点確認された。日御碕神社の面（資料3・1・37）には、「天明五巳年」（一七八五）の刻銘があり、

大蛇面としては最古である。すでに右に挙げた特徴を有するが、角を挿すための穴が二ヶ所ではなく、七ヶ所ある点が他とは異なる（角は現存せず）。

この類例として、「慶応二年寅九月吉日」（一八六六）の箱書のある許曾志神社所蔵の面（資料3・1・131）が挙げられる。面自体は十六の眼と二本の角のみの典型的な形だが、十四本の角が立てられるように表面に凹みのある木製の被り物（資料3・1・132）が付属品として伝わる（角は七本現存）。演者が頭頂部に装着したと推測される。

なお、亀尾神能では現在は大蛇面（資料3・1・4）を使用しているが、文政七年（一八二四）に八百銀が制作した「小鬼」面（資料3・1・28）を昭和時代まで大蛇面として使用していたという。これと同種の面として日御碕神社所蔵の鬼面（資料3・1・38）や須我神社（雲南市大東町須賀）所蔵の鬼面【図3】が挙げられる。特に後者の面は亀尾神能のものと酷似しているが、その面裏には「百齋」という墨書があり、その用途は「三韓」の百済王だったと思われる。亀尾神能の面にも裏に「小鬼」と墨書があるので、面の用途が途中で変化したとも考えられるだろう。

ちなみに、旧島根・秋鹿の二郡以外では、大蛇面は今のところ一点も報告されておらず、大蛇退治の演目に用いられるのは全て蛇頭である。大土地神楽保存会神楽方（出雲市大社町）には、先ほどの日御碕神社の大蛇面とほぼ同時期の天明八年（一七八八）に寄進された蛇頭が伝わる。大土地神楽の蛇頭は出雲地方最古の蛇頭でもあり、少なくとも十八世紀後期には今も変わらない二種類の大蛇が、出雲地方の東西で成立していたと考えられる。



【図3】須我神社所蔵の鬼面

三. まとめ

以上、ここまで佐陀神能保存会および松江市市域の神社等が所蔵する用具等について取り上げ、その特徴について概観してきた。佐陀神能保存会の用具等は、先述した新羅面を除くと、明治期以降の比較的新しい時代のものが主であるが、松江市域の神社や神楽団体等が所蔵する用具等を調査対象にしたことにより、周辺地域とは明確に異なる江戸時代後期以降の旧島根・秋鹿郡の神能の特色がいくつか明らかになった。

江戸時代初めに猿楽能の様式を取り入れ、従来の神楽を改革したとされる佐陀神能は、出雲地域一円 of 神楽に影響を与えたと言われている。実際に、神楽の構成や演目については出雲の他の地域との共通性が認められるが、一方で用具等の中には、「八重垣」の大蛇面のように、分布範囲がきわめて狭く、出雲一帯に浸透しなかったものも見出された。

こうした事例は、出雲地域における佐陀神能の影響が一樣でなかったことを示唆している。今後、佐陀神能の特殊性と出雲神楽としての共通性について、より詳細に検討する際に、演目や奏楽、芸態等の神楽を構成する諸要素とともに、用具の比較検討もひとつの有効な方法になりうることを示されたのではないだろうか。

また、今回の調査では所在が確認できなかった旧楯縫郡と意宇郡西半の用具等についても、今回明らかになった佐陀神能系統の用具等の特徴が当てはまるかどうか、ひきつづき検討が必要だろう。

参照文献・ウェブサイト

- 生馬神社誌編集委員会編『生馬神社誌』（生馬神社、二〇〇二年）
石塚尊俊『重要無形民俗文化財 佐陀神能』（佐陀神能保存会、一九七九年）
島根県教育庁古代文化センター編『大土地神楽』（島根県教育庁古代文化センター、二〇〇三年）
鹿島町立歴史民俗資料館編『舞う 重要無形民俗文化財 佐陀神能』（鹿島町立歴史民俗資料館、一九九四年）
松江歴史館編『企画展 出雲国を彩るかざり』（松江歴史館、二〇二〇年）
「近世仏師事績データベース」(<http://www.bushinet/search.cgi>)

別表 修理・新調を予定している主な用具等の一覧

1. 式三番					
No.	掲載頁	番号	役名	用具名	現状等
1	43	面2-1	翁	面	専用面。上演頻度が高く、稽古・本番ともに使用するため破損の進行が速い。眉・口髭・顎髭は後補（接着剤固着）。鼻先の彩色剥落を合成樹脂塗料で補彩。
2	44	面2-2	三番叟	面	専用面。眉の一部が欠落。顎髭が欠落し、髭穴のみ残る。黒漆、胡粉地の剥落が多数あり、口元・顎・額は剥落著しく木地が露出。額から顎へ大きなひび割れ。
3	78	道具2-31	三番叟	烏帽子	専用の用具。紙製で耐久性が低く、全体的に破れ、塗装の剥落が著しい。正面折り目に縫合跡。子供用。
4	44	衣装2-11	三番叟	狩衣	以前使用していた衣装が現存せず代用。本調査で確認した許曾志神社所蔵の三番叟装束（資料3-1-147・149）に近い装束を着用していた可能性が高い。
5	44	衣装2-13	三番叟	大口袴	
2. 大社					
No.	掲載頁	番号	役	用具名	現状等
6	47	面2-4	佐太大神	面	専用面。鼻先の彩色剥落を合成樹脂塗料で補彩。面裏左顎にひび割れ。
7	48	面2-5	龍神	面	専用面。左頭頂から顎中央にかけて割れの補修跡。
3. 真切雲					
No.	掲載頁	番号	役	用具名	現状等
8	50	面2-6	切雲命	面	専用面。全面に合成樹脂塗料を上塗りするも、ひび割れが著しい。左顎は塗料・胡粉地が剥落し木地が露出。
4. 八幡					
No.	掲載頁	番号	役	用具名	現状等
9	52	面2-7	八幡神	面	専用面。鼻から左頬・左顎を合成樹脂塗料で補彩。左顎ひび割れ、剥離。状態が良くないため、素戔鳴尊（面2-23）で代用する場合もある。
5. 磐戸					
No.	掲載頁	番号	役	用具名	現状等
10	56	面2-10	玉鉾臣	面	専用面。両耳から顎にかけて彩色が剥落。本調査の事例では、玉鉾臣面はいずれも青色の男面（資料3-1-27・42・64）だが、本面は赤漆彩色であるため、玉鉾臣面ではない可能性がある。
11	57	面2-12	手力男命	面	専用面。全面に合成樹脂塗料を上塗。彩色の剥落が著しい。
12	58	面2-13	手力男命	面	専用面。鼻、顎の彩色が剥落。
13	58	面2-14	天照大神	面	専用面。鼻先の彩色剥落と欠損。面縁が一部欠損。個人蔵のため借用。
6. 八重垣					
No.	掲載頁	番号	役	用具名	現状等
14	64	面2-23	素戔鳴尊	面	専用面。上演頻度が高く、稽古・本番ともに使用するため破損の進行が速い。鼻先の彩色剥落と欠損で木地が露出。顎髭が一部欠落。面裏ひび割れ。別の素戔鳴尊（面2-15）で代用する場合もある。
15	65	面2-24	大蛇	面	専用面。上演頻度が高く、稽古・本番ともに使用し、激しい動きをするため破損の進行が速い。合成樹脂塗料による全面塗装。左右両角は一度欠損し後補。面裏右角穴に添木で後補。牙表面は一部彩色剥落。大蛇（面2-27）の写し。
16	65	衣装2-46	大蛇	布衣 （鱗紋）	専用の衣装。上演頻度が高く、稽古・本番ともに使用し、激しい動きをするため、他の衣装と比べ破損の進行が速い。首回り、右袖の一部にスレあり。櫛の樹液などによるシミあり。
17	65	衣装2-47	大蛇	袴 （鱗紋）	専用の衣装。上演頻度が高く、稽古・本番ともに使用し、激しい動きをするため、他の衣装と比べ破損の進行が速い。股周辺にスレ、破れの縫合跡あり。櫛の樹液などによるシミあり。



第二章

演目と用具



第一節 七座神事 しちざしんじ



写真 2-1 七座神事（御座）

毎年九月二十四日の御座替祭で舞われる七つの神事舞のことを「七座神事」という。いずれの舞も、舞方は直面（面をつけない素顔）で、手に剣などの採物（とりもの）を持って舞う。衣装は、緑の布衣（狩衣）に錦の千早（袖無し）を羽織り、白袴、烏帽子姿である。地方（囃子方）は、白衣・白袴に烏帽子をかぶる。楽器は、鑾（鉦打長胴太鼓）・脇太鼓（締太鼓）・笛（能管もしくは龍笛、七孔）・チャンガラ（手拍子とも呼ぶ。銅拍子）で、鑾は横置きにされ、細い撥（ばち）で片面を横打ちにされる。

二十四日の夜、七座の舞に先立ち、「入言」という舞を伴わない演奏と神歌が奏上される。これに続く七座には、「剣舞」「散供」「清目」「御座」「勧請」「八乙女」「手草」の七種の舞がある。

七座は、祭式の次第そのものといわれる。まず、剣で悪魔を切り払い、御供を散らして邪悪なものを従え、莫塵を敷き、座を清めて神を勧請する。降り来った神を鎮めるために巫女が鈴を持って舞い、手草を採って舞う。神を迎える順序通りなのである。七座の順番は、年によって異なることがあるが、おおむねこの順である。

『懷橘談』によれば、江戸時代、松江城下の神社では「一に劔舞」「二に塩、これは潮を汲て席を清る心也」「三に御座の舞」「四に灌頂」「五祝言」「六に手草」「七に八乙女」が舞われ、「これを七座の舞といふ」とある。他の神社でも「七座が舞われていたが、「御座舞」について「これは八月二十四日佐陀宮の御座をかゆるまひ也」と付記され、当時から「御座舞」は佐陀神能に特徴的な舞として知られていた。

「御座」の舞は、莫塵を手にとつて、片手で高くあげながら回ったりする舞である。浄められた莫塵は本殿に運ばれ、敷き替えられる。御座替祭の中心となる舞である。莫塵は神田で栽培された藺草から作られた一畳大のもので、巻いて苧で結ばれている。

舞殿で七座が舞われているのと同時に、烏帽子等をかぶらない神職たちが白衣・白袴で、提灯の明かりを先頭に、摂社・末社の莫塵を替え、供え物を上げていく。本社の南殿・北殿・本殿は宮司が莫塵を敷き替える。供え物は神酒と、火鑽り杵から採った火で炊いた米でオケヒヨウと呼ばれる案（シトギ）を椀に入れたものである。本殿にはかがり火がたかれ、荘厳な感じである。

すべての神座の莫塵が取り替えられると、直会殿で古伝祭のみ舞う「真の神楽」という巫女の舞が奉納され、御座替神事は終了する。



写真 2-2 剣舞
前段 四人舞 鈴と小幣を持つ
奏楽 廻り神楽～入申～八調子

(1) 剣舞 けんまい
前半は鈴と小幣、後半は剣を手にとって、邪悪なものを祓い清める四人の舞。最初は、舞殿正面においてある八足案（神事に使われる机）から鈴を右手に、小幣を左手にとる。四隅に散って中央に向いて座り、その中の一人が「陰陽の幣立つる、ここも高天の原なれば」とうたう。



写真 2-3 剣舞
後段 四人舞 剣を持つ
奏楽 八調子～早神楽～廻り神楽を奏す

すると、鑿取が「集まりたまえ四方の神々」とうたい、舞手が「高天原の神たちは下津御国に天下ります」などとうたっていく。立って鈴と小幣で東西南北龍を順に舞った後、それらを八足案にかえし、後半は剣をとっての舞となる。



写真 2-4 散供
一人舞 手柴と中啓を持つ
奏楽 前段 廻り神楽～シャギリ 後段 八調子～廻り神楽

(2) 散供 さんく
手柴と中啓を手にとって、斎場を清める一人の舞。右手に中啓、左手に手柴を持って、「それ散供、散米の起こりと言っぱ」と唱え、唱え終わると東西南北を順に拝む。



写真 2-5 御座
一人舞 莫塵と中啓を持つ
奏楽 廻り神楽～八調子～廻り神楽

(3) 御座 いざ
莫塵と中啓を手にとって、神座に敷く莫塵を清める一人の舞。右手に中啓、左手に莫塵を持つ。中啓を上にあげて回り、次に莫塵を上にあげて回る。四方を拝み、また回る。



写真 2-6 清目
一人舞 清目幣と中啓を持つ
奏楽 前段 廻り神楽～シャギリ
後段 八調子～廻り神楽

(4) 清目 きよめ
清目幣と中啓を手にとって、斎場を清める一人の舞。右手に中啓、左手に清目幣を持ち、幣を水平に構えて右手で支え、「そもそもこれより東方の神の御戸は誰や開かん」などと唱え、幣を振っては拝みつつ舞う。



写真 2-7 勧請
一人舞 大幣と中啓を持つ
奏楽 廻り神楽～サガリハ（前後に散楽）～廻り神楽

(5) 勧請 かんじよう
大幣と中啓を手にとって、神の降臨を願う一人の舞。右手に中啓、左手に大幣を持ち、水平にして、「謹上再拝再拝、空には日神月神」と唱えながら大きく回り、四方に向かい幣を振る。



写真 2-8 八乙女
巫女舞 鈴と手柴を持つ
奏楽 入申～シャギリ～廻り神楽

(6) 八乙女 やおとめ
鈴と手柴を手にとつて、降臨した神を鎮める巫女の舞。右手に鈴、左手に手柴を持ち、「八乙女の、八乙女の鈴に千早を振りかけて、舞えば御神も納受します」などというたいながら舞う。しばらく途絶えていたが、平成二十四年に復活した。



写真 2-9 手草
二人舞 鈴と手柴を持つ
奏楽 入申～八調子～廻り神楽

(7) 手草 たくさ
鈴と手柴を手にとつて、降臨した神を鎮める二人の舞。右手に鈴、左手に手柴を持ち、手柴を高くあげて、一人が「この花の育ちはいずこ東山」とうたうと、鑿取が「高祖の森の育ちなるもの」と続く。鈴を振りつつ二人が小回りを繰り返す舞。

① 舞方 まいかた



道具 2-1 烏帽子*
縦 30.0 高さ 24.0



衣装 2-2 上千早
身丈 93.0 衿丈 32.5



衣装 2-1 布衣 (緑)
身丈 154.0 衿丈 101.0 袖丈 75.0 袖幅 78.5

② 巫女 みこ



衣装 2-4 略式巫女装束
身丈 105.0 衿丈 82.5 袖丈 71.5 袖幅 51.5



衣装 2-3 緋袴
前幅 39.0 後幅 39.0 前丈 103.5 後丈 103.5
裾幅 65.5 前紐 152.7 後紐 78.3



道具 2-2 天冠
縦 19.0 横 22.5 高さ 20.3



道具 2-4 鈴

長さ（帯拔）29.5（五色垂込み）94.0 幅 14.5



道具 2-3 中啓*

骨の長さ 30.0 幅 41.0



道具 2-7 手柴*

長さ 70.0



道具 2-6 剣*

長さ 76.0



道具 2-5 小幣*

長さ 49.5



道具 2-9 大幣*

長さ 113.7



道具 2-8 清目幣*

長さ 48.7

第二節 式三番 しきさんば



写真 2-12 式三番（千歳）



写真 2-10 式三番（翁）



写真 2-11 式三番（三番叟）

二十四日の御座替によって新しくなった座に神々を迎え、二十五日には例祭が行われ、夜には舞殿で法楽の舞である「式三番」が奉納される。「式三番」は、現在、能楽で（翁）と呼ばれる演目の古い呼び方で、白式尉という白い翁面をつける翁、直面の千歳、黒式尉という黒い翁面をつける三番叟（三番三）が登場し、天下太平・国土安穩・五穀豊穡を祈る祝祷の舞である。佐陀の「式三番」と神能が近世初頭に猿楽を参考で作られたという伝承があるが、この「式三番」が最も猿楽色が濃厚である。登場人物、面が同じであり、また楽器も能と同じ大鼓・小鼓・笛が使われる。簪は使われない。ただ能では、小鼓は三人で太鼓も出る。衣装も同じで狩衣を着、手に中啓を持つ。内容も重なる。

千歳と面をつけていない翁役が登場して、翁役が座ると、その前に千歳が面箱を置く。千歳が舞を舞う間に、翁役は箱から白い翁面を取り出して顔にかけ、翁となる。翁は立ち上がり、大きく左右の袖を巻き上げたりして舞い、「おおよそ千年の鶴は」と謡うと、地謡が「萬歳楽と歌うたり」などと付けていく。厳かに舞った後、面を外して面箱に納め、退場する。千歳も面箱を持って退場する。

能（翁）では、この後、直面の三番叟（狂言方が演じる）が軽快な喜びの舞を舞い、次に黒い翁面をつけ、鈴を振って祝いの舞を舞う。

佐陀神能の翁は何度も袖を巻き上げるのが特徴的だが、能の翁は二度ほど左手を上にかざし気味に袖を巻き上げる程度である。能の翁は動きが少ないが、佐陀の翁は鼓に合わせて腰をとんとんと落したり、体を上下させたりする力強さを秘めた舞である。能では千歳とか三番叟が両袖を巻き上げ、力強い所作をするが、佐陀神能の翁はそれに近い。



衣装 2-5 狩衣

身丈 127.8 衿丈 88.6 袖丈 66.8 袖幅 66.4



面 2-1 翁

縦 21.0 (髭有 42.0) 横 15.8

① 翁 おきな
※中啓は、道具 2・3 を使用



衣装 2-7 大口袴

前幅 38.7 後幅 67.8 前丈 93.0 後丈 95.5
裾幅 72.5 股下 37.5 前紐 175.5 後紐 85.0



衣装 2-6 大口袴

前幅 38.3 後幅 65.8 前丈 87.0 後丈 87.0
裾幅 60.5 股下 37.8 前紐 157.5 後紐 91.8



衣装 2-9 上千早

身丈 88.0 衿丈 33.0



衣装 2-8 狩衣

身丈 140.5 衿丈 82.5 袖丈 63.5 袖幅 61.5

② 千歳 せんざい
※中啓は、道具 2・3 を使用



道具 2-10 翁面箱
縦 34.8 横 23.3 高さ 23.3
神能「大社」の龍蛇箱としても使用



衣装 2-10 大口袴
前幅 39.0 後幅 66.5 前丈 90.5 後丈 97.0
裾幅 69.2 股下 39.5 前紐 115.7 後紐 76.5



面 2-2 黒式尉

縦 17.0 横 12.0 面裏：墨書「願主 山本小左衛門〔花押〕」



③ 三番叟 さんばそう

※鈴は、道具 2・4 を使用
※烏帽子は、道具 2・1 を使用



衣装 2-13 大口袴
前幅 38.8 後幅 66.5
前丈 91.0 後丈 98.0
裾幅 68.0 股下 39.0
前紐 65.8 後紐 77.5



衣装 2-12 上千早
身丈 88.0 桁丈 31.8



衣装 2-11 狩衣
身丈 140.0 桁丈 83.0 袖丈 64.4 袖幅 61.5

第三節 神能 しんのう



写真 2-13 八重垣（大蛇）

「式三番」に続き神能が演じられる。能でも〈翁〉に続いて脇能が演じられ、神が登場することから神能とも呼ばれる。ただ、能では脇能の次に修羅能と呼ばれる武将を主人公にした演目が続くが、佐陀では神の登場する演目が次々と続く。これから神能と呼ばれるようになったのであろう。男神は、頭に紙垂の付いた櫛を挿した冠をかぶる。

佐陀神能は、神話などをもとにした土地になじみ深い演目で、現在十二番と番外二番が伝えられている。ただ、十二番のうち三番はしばらく演じられていない。

演目は、「大社」「真切雲」「恵比須」「八幡」「日本武」「磐戸」「三韓」「武甕槌」「八重垣」がよく演じられている。演じられていないのは「住吉」「荒神」「厳島」である。番外は「山神祭」「国議」の二番である。

能の影響を受けているのは、楽器に笛・小鼓・大鼓・太鼓を使うこと、役名に主役をシテ、相手役をワキということなどに顕著に表れている。

番外の「山神祭」は、明治の初め触下制が廃止となって神能の担い手が変わった時期に、大原郡の神楽から新たに導入されたのではないかとされている。また、「日本武」「三韓」で使用する仇面（あたま）に隈取りがあるが、この隈取りも明治になってから導入されたものではないかと考えられている。

(1) 大社 おおやしろ

帝から佐陀の社に神秘があるから参詣するよう
に言われた臣下（ワキ）が、旅をかさねて出
雲の佐陀の社に着く。臣下が宮人（シテ）に社
の神秘について聞くと、宮人は他国では神無月
というのを当国で神在月というと言い、佐陀の
社の謂われと八百万の神が集まることを話して
姿を消す。御殿が震動して、金色の光をさして
佐陀の大神（後シテ）が現れ、舞を舞う。急に
黒雲がわき上がり風雨とともに龍神が現れ、箱
の中から五色の蛇を取り出して大神に献上し、
帰っていく。大神も「八百万代の神の父母、わ
れぞ」と言って御殿に入る。



写真 2-14

龍神が佐太大神に龍蛇の入った箱を献上する場面

① 老仁 ろうじん

※大幣は、道具2・9を使用



面 2-3 老仁 縦 19.8 (髭有 26.5) 横 15.0



衣装 2-15 上千早
身丈 87.0 衿丈 31.0



衣装 2-14 狩衣
身丈 138.0 衿丈 81.0 袖丈 67.0 袖幅 60.0



衣装 2-17 大口袴
前幅 39.0 後幅 65.5 前丈 91.0 後丈 95.5
裾幅 70.5 股下 40.5 前紐 112.5 後紐 54.0



衣装 2-16 白千早
身丈 146.0 衿丈 98.0 袖丈 70.0 袖幅 73.5



面 2-4 佐太大神



縦 22.5 横 15.3

② 佐太大神 さだのおおかみ
※中啓は、道具 2・3 を使用



衣装 2-19 上千早
身丈 95.0 衿丈 33.0



衣装 2-18 狩衣
身丈 138.5 衿 82.5 袖丈 64.0 袖幅 62.0



道具 2-12 木冠
縦 15.7 横 13.0 高さ 17.7



道具 2-11 シャグマ (白熊)
(左) 長さ 64.0 幅 64.0
(右) 長さ 75.0 幅 67.0
写真左側を使用



衣装 2-20 大口袴
前幅 40.2 後幅 66.5 前丈 89.5 後丈 96.5
裾幅 68.0 股下 39.0 前紐 65.2 後紐 76.0



面 2-5 龍神 縦 27.2 横 20.3 面裏: 金文字「龍神」「佐陀神能」



③
龍神
りゅうじん



衣装 2-22 上千早
身丈 83.5 衿丈 29.0



衣装 2-21 狩衣
身丈 142.5 衿丈 88.0 袖丈 69.0 袖幅 67.0



道具 2-13 シャグマ (黒熊)
(左) 長さ 77.0 幅 68.0
(右) 長さ 72.0 幅 81.0
写真右側を使用



衣装 2-23 大口袴
前幅 40.0 後幅 68.0 前丈 88.0 後丈 90.0
裾幅 70.5 股下 39.0 前紐 172.0 後紐 92.7



道具 2-14 龍蛇箱
縦 34.8 横 23.3 高さ 23.3
翁面箱 (道具 2-10) を用いる



写真 2-15 切雲命が鞆鼓を打ちながら舞う場面

(2) 真切雲 まきりめ

法度命に仕える神主秀幸(ワキ)が、津の国の鼓の瀧で祝詞を唱えると、輝く御幣と鞆鼓かづこを持った神(シテ)が現れる。秀幸が鼓の謂われを聞くと、天照大神の岩戸隠れの時、この瀧に天より鞆鼓が降り下り、神々が岩戸の前で鞆鼓を鳴らそうとしたが音が出なかった。それを切雲命が打つと音が出、その音に合わせて舞い歌うのにひかれて天照大神が岩戸を開かれ世の中が元のようになったと語る。そして「われは切雲の命ぞ」と打ち明け、舞を舞って姿を隠す。



面 2-6 切雲命



縦 21.3 横 16.0

① 切雲命 きりめのみこと

※布衣は、衣装 2・1 を使用
 ※上千早は、衣装 2・2 を使用
 ※白千早は、衣装 2・16 を使用
 ※中啓は、道具 2・3 を使用



道具 2-15 撥
 長さ 49.5 直径 1.4



衣装 2-24 大口袴
 前幅 37.9 後幅 64.2 前丈 92.5 後丈 96.0
 裾幅 74.0 股下 43.5 前紐 170.5 後紐 87.3



写真 2-16 蛭子命が鯛を釣る場面

(3) 恵比須 えびす

出雲の素鵝^{そが}の里、御歳^{みとせ}の宮に仕える神主（ワ
 キ）が、津の国にある西の宮に参詣すると、
 蛭子命^{ひるこのみこと}（シテ。恵比須）が現れて祈りを勧め、
 鯛釣りの様子を見せて御殿に入っていく。

① 恵比須 えびす

※面は、面2・4を使用
※木冠は、道具2・12を使用



衣装 2-26 上千早
身丈 88.0 衿丈 34.5



衣装 2-25 狩衣
身丈 149.3 衿丈 82.0 袖丈 75.0 袖幅 78.5



道具 2-16 シラグマ (黒熊)
(左) 長さ 45.0 幅 45.0
(中) 長さ 58.0 幅 63.0
(右) 長さ 69.0 幅 82.0



衣装 2-27 大口袴
前幅 37.0 後幅 65.5 前丈 89.0 後丈 89.0
裾幅 82.0 股下 39.5 前紐 88.0 後紐 54.5



道具 2-17 釣り竿*
長さ 124.5



写真 2-17 弓を引く八幡神

(4) 八幡 やわた

石州大森の神主秀秋（ワキ）が、出雲にある須佐の大宮の遷宮に詣でる。そこに白真弓しらまゆみに鎬矢かぶらやを手にした八幡の神（シテ）が現れる。秀秋が弓と矢の謂われを聞くと、神事には「寸善尺魔（良いことには邪魔が入りやすい）」すんぜんしゃくまということがあるかもしれない、それを鎮めるためだと答えて舞を舞い、悪魔を鎮めて天に帰っていく。



面 2-7 八幡神



縦 19.7 横 14.5

① 八幡神 やわたのかみ

※中啓は、道具 2・3 を使用

※シヤグマ（黒熊）は、道具 2・16（中）を使用



衣装 2-29 上千早
身丈 87.0 衿丈 33.0



衣装 2-28 狩衣
身丈 140.0 衿丈 82.0 袖丈 69.0 袖幅 61.0



道具 2-18 弓矢
弓 長さ 122.5 幅 11.0
矢 長さ 80.8 幅 8.5



衣装 2-30 大口袴
前幅 37.3 後幅 65.5 前丈 90.0 後丈 95.0
裾幅 70.3 股下 39.0 前紐 122.3 後紐 76.5



写真 2-18 倭姫命の舞

(5) 日本武 やまとだけ
東夷征伐の宣旨を受けた日本武命(ワキ)は、東国に下る途中で伊勢の度合の宮に倭姫命(シテ)を訪ねる。倭姫命は天叢雲剣と燧袋を日本武命に与える。駿河についた日本武命は東夷の策略のために野原で火攻めに遭う。すると天叢雲剣が自然に抜けて出て草を薙ぎ払い、日本武命が燧石で向かい火をつけて東夷を滅ぼした。これより後、剣は草薙剣と呼ばれ、熱田神宮に納められた。

① 日本武命 やまとたけるのみこと

※狩衣は、衣装 2・25 を使用

※大口袴は、衣装 2・27 を使用

※木冠は、道具 2・12 を使用

※シヤグマ(黒熊)は、道具 2・16 (左) を使用

※中啓は、道具 2・3 を使用



道具 2-19 鉾
長さ 161.0



衣装 2-31 上千早
身丈 85.0 衿丈 32.0



② 倭姫命 やまとひめのみこと

※布衣は、衣装2・1を使用

※上千早は、衣装2・26を使用

※天冠は、道具2・2を使用

※シャグマ（黒熊）は、道具2・13（右）

を使用

※中啓は、道具2・3を使用

面 2-8 倭姫命 縦 21.5 横 14.7 面裏：貼紙「倭姫女 面」



衣装 2-33 緋袴

前幅 33.4 後幅 34.5 前丈 96.5 後丈 96.5
裾幅 81.5 股下 51.0 前紐 157.5 後紐 80.8



衣装 2-32 赤千早

身丈 137.0 衿丈 105.5 袖丈 73.0 袖幅 68.5



道具 2-21 刀
長さ 76.0



道具 2-20 燵袋
直径 19.0



面 2-9 東夷 縦 26.0 (髭有 44.0) 横 23.0 面裏：墨書「西川広斉作」



③ 東夷 あずまえみし
※シャグマ(白熊)は、道具 2・11 (右) を使用
※大幣は、道具 2・9 を使用
※刀は、道具 2・21 を使用



衣装 2-35 上千早
身丈 86.0 衿丈 35.5



衣装 2-34 狩衣
身丈 144.5 衿丈 89.0 袖丈 75.5 袖幅 67.0



衣装 2-36 大口袴
前幅 37.6 後幅 62.7 前丈 93.5 後丈 97.5
裾幅 69.5 股下 35.0 前紐 171.0 後紐 81.5

(6) 磐戸 いわと

奏仁そうじんが現れ、素戔鳴尊すさのわのみことの悪行に腹を立てた天照大神が天の岩屋に身を隠され、この世が暗闇になったことなどを語って入る。岩戸の前で若宮臣わかみやのしん二人が刀を抜いて舞い、玉鉾臣たまほこのしんが大幣おほぬさを手に湯立神楽ゆだてを始める。天鈿女命あめのうずめのみことが鈴を手にして舞い、両手に柵たちを持って湯釜につけて払う。手力男命たぢからのおのみことが岩戸を開くと天照大神が両手に鏡を持って現れ、世の中は再び明るさを取り戻す。神々は素戔鳴尊を根の国に追放した。



写真 2-19 天鈿女命の舞

① 玉鉾臣 たまほこのしん

※狩衣は、衣装 2・21 を使用

※上千早は、衣装 2・22 を使用

※シャグマ（黒熊）は、道具 2・16 を使用

※中啓は、道具 2・3 を使用

※大幣は、道具 2・9 を使用



面 2-10 玉鉾臣



縦 21.0 横 15.5



衣装 2-37 大口袴

前幅 39.7 後幅 65.8 前丈 84.5 後丈 94.0
裾幅 73.5 股下 38.5 前紐 172.0 後紐 75.0



面 2-11 天鈿女命



縦 21.3 横 14.5

②天鈿女命 あめのうずめのみこと

※布衣は、衣装 2・1 を使用

※上千早は、衣装 2・2 を使用

※白千早は、衣装 2・16 を使用

※緋袴は、衣装 2・33 を使用

※鈴は、道具 2・4 を使用



道具 2-22 シャグマ (黒熊)

(小) 長さ 86.0 幅 60.0

(大) 長さ 102.0 幅 67.0



面 2-12 手力男命



縦 24.0 横 18.7

③手力男命 たちからおのみこと

※狩衣は、衣装 2・21 を使用

※上千早は、衣装 2・22 を使用

※大口袴は、衣装 2・37 を使用

※シャグマ (黒熊) は、道具 2・16 を使用



面 2-13 手力男命

縦 23.0 横 18.4



道具 2-23 打杖
(左) 長さ 125.0 直径 1.8
黒赤 (左) を使用



面 2-14 天照大神

縦 21.0 横 12.5 面裏：墨書「ハタガキ」個人蔵

④ 天照大神 あまてらすおおみかみ

- ※布衣は、衣装 2・1 を使用
- ※緋袴は、衣装 2・33 を使用
- ※天冠は、道具 2・2 を使用
- ※シャグマ (黒熊) は、道具 2・22 を使用
- ※中啓は、道具 2・3 を使用



面 2-15 素戔鳴尊

縦 21.7 (髭有 31.0) 横 15.2

面裏：墨書「昭和二十八年秋」「佐陀宮内西川広作」 ※面 2-28 の写し

⑤

素戔鳴尊 すさのおのみこと

※狩衣は、衣装 2・28 を使用

※上千早は、衣装 2・29 を使用

※大口袴は、衣装 2・30 を使用

※木冠は、道具 2・12 を使用

※シヤグマ (黒熊) は、道具 2・16 を使用



写真 2-20 武内宿祢と三人の王の仕合

(7) 三韓 さんかん

神功皇后が弓と矢二本を持ち、武内宿祢^{たけうちのみこと}を従えて、住吉神社で渡海祈願をする。巫女が舞い、神主が神のご加護を伝える。船で海を渡ると、新羅・百濟・高麗の王が次々と現れ、勝負を挑む。最後に三人の王が一度に向かってくるが、それをも退け、三人の王は降参する。

①

新羅 しんら

※シヤグマ (白熊) は、道具 2・11 (右) 使用

※打杖は、道具 2・23 を使用



面 2-16 新羅

縦 35.0 (髭有 64.0) 横 30.0 ※面 2-26 の写し



衣装 2-39 上千早
身丈 96.0 衿丈 30.5



衣装 2-38 狩衣
身丈 160.5 衿丈 90.5 袖丈 79.8 袖幅 66.5



衣装 2-40 大口袴
前幅 39.0 後幅 64.5 前丈 96.0 後丈 97.0
裾幅 71.0 股下 44.5 前紐 176.0 後紐 102.7



面 2-17 百濟



縦 27.0 (髭有 54.0) 横 25.0

② 百濟 ひやくさい

※狩衣は、2・14を使用

※上千早は、2・15を使用

※大口袴は、2・17を使用

※シャグマ(黒熊)は、道具2・16を使用

※打杖は、道具2・23を使用



面 2-18 高麗 縦 25.0 (髭有 64.0) 横 21.0

③ 高麗 こま

※狩衣は、衣装 2・21 を使用
 ※上千早は、衣装 2・22 を使用
 ※大口袴は、2・37 を使用
 ※シャグマ（黒熊）は、道具 2・16 を使用



衣装 2-42 大口袴
 前幅 49.4 後幅 57.5 前丈 94.0 後丈 96.5
 裾幅 73.0 股下 42.5 前紐 55.5 後紐 90.5

衣装 2-41 狩衣
 身丈 123.0 衿丈 77.0
 袖丈 69.5 袖幅 58.8

④ 武内宿祢 たけうちのすくね

※上千早は、衣装現存せず
 ※シャグマ（白熊）は、道具 2・11（左）を使用
 ※木冠は、道具 2・12 を使用
 ※薙刀は、道具 2・19 を代用
 ※刀は、道具 2・21 を使用



面 2-19 神功皇后 縦 22.0 横 15.2 面裏：貼紙「神功皇后」

⑤ 神功皇后 じんぐうこうこう

※布衣は、衣装 2・1 を使用
 ※赤千早は、衣装 2・32 を使用
 ※上千早は、衣装 2・26 を使用
 ※緋袴は、衣装 2・33 を使用
 ※天冠は、道具 2・2 を使用
 ※弓矢は、道具 2・18 を使用



道具 2-24 面垂
長さ 188.4 (五色) 長さ 206.0 (紅白)
五色の方を使用



面 2-20 巫女
縦 21.0 横 15.0 面裏：貼紙「女面 (巫女・稲田姫)」

⑥ 巫女 みこ

- ※面垂は、道具 2・24 を使用
- ※シヤグマ (黒熊) は、道具 2・22 を使用
- ※白千早は、衣装 2・16 を使用
- ※上千早は、衣装 2・2 を使用
- ※緋袴は、衣装 2・33 を使用
- ※鈴は、道具 2・4 を使用

(8) 武甕槌 たけみかづち

天照大神の命を受けた武甕槌神(ワキ)が出雲に行き、大己貴命(シテ。大國主命)に国を差し出せば「柱は太く高く、板は広く厚く宮所を定め」ようと言う。大己貴命は従う意を示し、皆に福寿を授ける舞を舞って入る。国を譲ることに納得がいかない国津神(建御名方命)が天津神(武甕槌神)に戦いを挑むが退けられてしまう。



写真 2-21 武甕槌神と国津神の仕合

① 武甕槌神 たけみかづちのかみ

※面は使用せず

※狩衣は、衣装2・25を使用

※上千早は、衣装2・31を使用

※大口袴は、衣装2・27を使用

※シヤグマ（黒熊）は、道具2・16を使用

※薙刀は、道具2・19を代用

※刀は、道具2・21を使用

② 大己貴命 おおなむちのみこと

※狩衣は、衣装2・14を使用

※上千早は、衣装2・15を使用

※白千早は、衣装2・16を使用

※大口袴は、衣装2・17を使用

※刀は、道具2・21を使用



面 2-21 大己貴命

縦 20.5（髭有 25.0）横 24.3 面裏：墨書「工 勝部為市 印」

③ 建御名方命 たけみなかたのみこと

※狩衣は、衣装2・34を使用

※上千早は、衣装2・35を使用

※大口袴は、衣装2・36を使用

※木冠は、道具2・12を使用

※シヤグマ（黒熊）は、道具2・16を使用

※刀は、道具2・21を使用



面 2-22 建御名方命

縦 25.3 横 23.2



写真 2-22 大蛇と臣下の仕合

(9) 八重垣 やえがき

素戔鳴尊あしなづちに使える臣下が登場し、素戔鳴尊が脚摩乳てなづち、手摩乳やまたのおろちの娘の櫛稲田姫を八岐大蛇から守るために八重の垣根を結んで、姫をその中に移そうとされていると語り、姫を八重垣に移す。臣下は素戔鳴尊とともに八岐大蛇を待つ。大蛇が毒酒を飲んで寝入ったところを臣下が鉾で突きかき、素戔鳴尊も刀を抜いて斬りかかり、とどめを刺す。大蛇の尾から天叢雲剣が出てくる。大蛇は立ち姿で櫛を持ち、十六の目のある赤い鬼面をつけて出る。



面 2-23 素戔鳴尊



縦 21.5 (髭有 25.5) 横 16.0

① 素戔鳴尊 すさのおのみこと

※上千早は、衣装 2・26 を使用

※木冠は、道具 2・12 を使用

※シャグマ (黒熊) は、道具 2・16 を使用



衣装 2-44 大口袴

前幅 33.0 後幅 34.2 前丈 96.5 後丈 99.0
裾幅 86.0 股下 52.5 前紐 183.3 後紐 95.0



衣装 2-43 狩衣

身丈 147.5 衿丈 87.5 袖丈 66.0 袖幅 65.6

②

櫛稲田姫 くしなだひめ

※面は、面2・20を使用

※赤千早は、衣装2・32を使用

※布衣は、衣装2・1を使用

※緋袴は、衣装2・33を使用



衣装 2-45 上千早
身丈 90.0 裾丈 24.0

③

大蛇 おろち

※シヤグマ（白熊）は、道具2・11を使用



面 2-24 大蛇

縦 37.0（角から髭 71.0） 横 23.0

面裏：墨書「佐陀宮内」「西川広作」 ※面 2-27 の写し



衣装 2-47 袴（鱗紋）

前幅 33.0 後幅 34.2 前丈 96.5 後丈 99.0
裾幅 86.0 股下 52.5 前紐 183.3 後紐 95.0



衣装 2-46 布衣（鱗紋）

身丈 146.0 裾丈 98.0 袖丈 70.0 袖幅 73.5

(10) 番外：山神祭 さんじんさい

かすがのみようじん
春日明神（ワキ）は、天照大神が身を隠され

た岩戸の前で湯立神事を行うために必要な櫛を
探しに大山祇命の山に無断で入る。櫛を持ち帰
ろうとする春日明神は大山祇命にとがめられ争
いになる。相手が春日明神と分かった大山祇命
は櫛を渡し、春日明神はお礼に悪魔払いの剣を
送る。剣を手にした大山祇命は悪魔退散の舞を
舞う。この舞は「悪切祈禱」と称して独立して
舞われる。



写真 2-23 大山祇命の舞

① 春日明神 かすがのみようじん

※面は使用せず

※シャグマ（黒熊）は、道具2・16を使用

※狩衣は、衣装2・25を使用

※上千早は、衣装2・31を使用

※大口袴は、衣装2・27を使用

② 大山祇命 おおやまつみのみこと

※シャグマ（白熊）は、道具2・11を使用

※狩衣は、衣装2・21を使用

※上千早は、衣装2・22を使用

※大口袴は、衣装2・37を使用



面 2-25 大山祇命



縦 22.2 横 17.8

(11) 番外：国譲 こくじょう

※内容は、(8) 武甕槌と同じく、国譲り
神話を題材とし、天津神として武甕槌神
とともに経津主神も出る。

① 武甕槌

② 大己貴命

③ 建御名方命

※(8) 武甕槌と同じ面・衣装・道具等を使用

④ 経津主神 ふつぬしのかみ

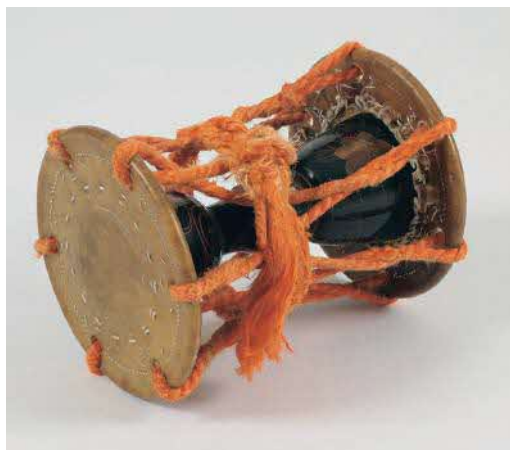
※①武甕槌と同系統の衣装・道具等を使用

(12) その他用具

① 地方（囃子方）が使用する用具



道具 2-26 小鼓
口径 20.0 幅 26.7



道具 2-25 大鼓
口径 22.5 幅 29.0



道具 2-28 鼗*
口径 62.0 幅 64.0
撥 長さ 68.2



道具 2-27 脇太鼓*
口径 40.5 高さ 16.5
撥 長さ 32.5 直径 2.8



道具 2-30 チャンガラ（手拍子）
直径 13.5



道具 2-29 笛*
長さ 39.7 直径 2.3



衣装 2-49 上千早
身丈 83.5 衿丈 29.0



衣装 2-48 狩衣
身丈 140.0 衿丈 79.6 袖丈 62.8 袖幅 58.5



衣装 2-51 大口袴
前幅 40.5 後幅 64.5 前丈 93.5 後丈 95.0
裾幅 74.0 股下 37.5 前紐 128.5 後紐 58.2



衣装 2-50 大口袴
前幅 36.9 後幅 64.0 前丈 92.0 後丈 96.5
裾幅 72.0 股下 39.0 前紐 117.5 後紐 68.3



衣装 2-53 大口袴
前幅 39.8 後幅 66.7 前丈 90.0 後丈 98.0
裾幅 72.0 股下 39.5 前紐 115.0 後紐 76.0



衣装 2-52 上千早
身丈 90.0 衿丈 33.0

③ 現在使用されていないもの



面 2-26 新羅*

縦 35.0 横 29.7 面裏：墨書「寛永未」「妙両作」



面 2-27 大蛇

縦 35.5 横 23.5 鹿島歴史民俗資料館寄託（個人蔵）
面裏：墨書「古浦 宮永」



面 2-28 素戔鳴尊

縦 21.3（髭有 27.0）横 15.0 鹿島歴史民俗資料館寄託（個人蔵）
面裏：墨書「本郷村」「安達太助」「同文■」「木村久助」「ハタ幡垣」



面 2-29 稲田姫
縦 20.6 横 13.3 鹿島歴史民俗資料館寄託（個人蔵）
面裏：墨書「ハタガキ」



面 2-30 老仁
縦 22.3 横 14.5 鹿島歴史民俗資料館寄託（個人蔵）
面裏：墨書「茶屋 忠五郎」「縁取丁」



面 2-31 東夷
縦 28.0（髭有 30.0） 横 25.0 面裏：墨書「佐陀宮内西川助四郎作」



面 2-32 東夷

縦 28.5 横 25.0 面裏：墨書「ハタガギ」「明治廿四年神在月」「神楽」



面 2-33 百濟

縦 28.0 横 25.3 面裏：墨書「寫根縣官下出雲国第拾叁区」「東来海村 勝部為市」「大原郡
海潮村小河内 山根光次郎 塗り師」「鶴木作師」



面 2-34 (不明)

縦 26.5 横 21.0



面 2-35 大山祇命

縦 24.0 横 18.0 面裏：墨書「昭和二十八年秋」「佐陀宮内西川広作」



面 2-36 老仁

縦 21.5 (髭有 43.5) 横 15.0



面 2-37 (不明)

縦 26.0 横 18.0



面 2-38 翁
縦 20.0 (髭有 45.0) 横 15.7 個人蔵



面 2-39 翁
縦 22.0 (髭有 50.0) 横 15.6



面 2-40 大蛇
縦 43.0 (角から顎) 54.0 (角から髭) 横 22.0



面 2-41 大蛇
縦 34.0 横 21.0



面 2-42 (不明)
縦 20.5 横 14.0



面 2-43 (不明)
縦 25.5 (髭有 41.0) 横 22.2



面 2-44 男面
縦 19.5 横 14.3 面裏：朱書「願主四名」



衣装 2-55 上千早
身丈 88.0 衿丈 32.3



衣装 2-54 狩衣
身丈 138.0 衿丈 79.0 袖丈 72.0 袖幅 61.5



衣装 2-57 狩衣
身丈 137.0 衿丈 84.0 袖丈 70.0 袖幅 62.0
裏地：「佐太幡垣 昭和五年拾月新調」



衣装 2-56 大口袴
前幅 35.5 後幅 62.5 前丈 90.2 後丈 94.5
裾幅 76.0 股下 39.5 前紐 87.0 後紐 58.0



衣装 2-59 大口袴

前幅 35.0 後幅 64.3 前丈 85.0 後丈 88.0
裾幅 68.0 股下 28.0 前紐 59.0 後紐 66.5
裏地：「佐太 幡垣」



衣装 2-58 上千早

身丈 87.5 衿丈 28.3
裏地：「佐太 幡垣」



衣装 2-61 上千早

身丈 89.2 衿丈 28.0



衣装 2-60 狩衣

身丈 144.7 衿丈 80.0
袖丈 71.3 袖幅 59.3



衣装 2-63 大口袴

前幅 33.2 後幅 64.3 前丈 79.5 後丈 84.5
裾幅 69.3 股下 36.7 前紐 63.0 後紐 69.7
裏地：「佐太 幡垣」



衣装 2-62 狩衣

身丈 145.2 衿丈 78.0
袖丈 70.0 袖幅 75.2
裏地：「佐太 ハタガキ」



衣装 2-65 大口袴
前幅 48.5 後幅 50.3 前丈 83.5 後丈 90.5
裾幅 70.7 股下 43.0 前紐 56.0 後紐 102.5



衣装 2-64 狩衣
身丈 146.0 衿丈 81.0
袖丈 70.3 袖幅 62.0



衣装 2-67 大口袴
前幅 38.5 後幅 35.7 前丈 87.8 後丈 90.3
裾幅 68.0 股下 48.0 前紐 60.7 後紐 114.0



衣装 2-66 上千早
身丈 87.2 衿丈 28.0



衣装 2-69 上千早
身丈 83.5 衿丈 28.0



衣装 2-68 狩衣
身丈 137.3 衿丈 82.5
袖丈 70.5 袖幅 62.5



衣装 2-71 上千早
身丈 85.0 衿丈 27.3



衣装 2-70 上千早
身丈 88.0 衿丈 29.7



道具 2-31 三番叟烏帽子
縦 42.0 横 20.7



衣装 2-72 上千早
身丈 87.5 衿丈 29.5